

第8日目(12月20日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。なお、大和地域課長より葬儀のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位9番、議席番号6番・関 常幸君。

関 常幸君 おはようございます。早朝より大勢の皆さんから議会傍聴においでいただき感謝申し上げます。皆さんが議場に来てくださると私も議員はそれが力となり励みになりますので、これからもよろしく願いいたします。先に通告いたしました2点について質問いたします。

1 コシヒカリが安全・安心・安定生産できるように

1点目は農家の皆さんが安心して安定して米作り、コシヒカリを生産したい、という観点から市長に伺います。

市長は会議や会合の冒頭で、南魚沼市の基幹産業は農業。農業を基盤として観光事業、商工業、市民生活が成り立っていると話します。その、農業「コシヒカリ」が農政や天気、流通や技術との環境に一喜一憂し、農家の皆さんが安心して米作りに取り組めない現状です。その、市の基盤である米作りに安心して取り組みができ、ますます発展するために3点提言いたします。

1つ目は、生産調整の次年度対策についてです。昭和44年から続いている生産調整も仕組みが大きく変わり、次年度から農協が生産調整の主体となり事務局となります。従来は行政が主体となり、市長と農協名で生産調整数量を配分していましたが、来年からは農協組合長名で生産調整数量を配分いたします。正式には方針作成者が、生産目標数量を配分することになりわけであります。

県内の状況では、生産調整数量を推進する協議会が82ありますが、現在で農協が事務局を担ってやるというのは13協議会であります。大部分が、大変な仕事でありますので市町村が主体となって進めていこう、というような現状であります。私はこのことについては農業の更なる発展やこれからの農業戦略を考えたときは歓迎をしております。

そこで、私が一番心配するのは、農協が主体となって生産調整をすることによって、達成に問題が生じないかということ。また、そのこと以上に農家や集落間に不協和音や不公平感等が大きくなり、これから進めようとしている集落営農や農業振興にマイナスにならないかという点であります。

米作りは一人ではできません。農家が協力し、集落を核として集落同士が連携して、今日のコシヒカリを先人達は築いてきています。確かに生産調整は米価の安定とスイカや花、キノコ等の米以外の園芸作物の育成に貢献してきました。また、平成22年、3年後には本来

の米作りのあるべき姿、米を全面積に作付けしたいという水田農業戦略プランを農協は打ち出しているわけです。ですから、来年度から仕組みが大きく変わり農協が主体になっている生産調整が、農家の皆さんに混乱なく受け入れられ、推進されることが大切だと思うかであります。

そこで伺います。提案しますが来年の3月か4月にかけて水稻生産実施計画書、すなわち生産調整の取りまとめが行われますが、そのときに井口一郎市長名で生産調整の達成に向けて、個々への通知を出すことが推進達成に向け大切ではないかと思えます。市長の考えを。あわせて事務局が農協に移管され膨大な事務が農協に移るわけですが、円滑に混乱なくするためにも農協への支援体制について伺います。

次に農協合併についてです。近い将来、農協は合併すると思えます。そうであれば、早く合併してもらいたい。それは、現在一般コシヒカリと魚沼コシの価格の差が1万円です。他県とのコシヒカリの差が倍と半分です。この価格を維持し、更なる不動のコシヒカリの産地構築のために早期の合併が必要です。

六日町と大和町の農協の合併前の話になりますが、湯沢・塩沢・六日町・大和の米の担当者が集まりました。湯沢町は消費農協でありますので、湯沢の担当者が塩沢産コシヒカリ、六日町産だ、大和町産だと言ってそれぞれが生産販売していても、私たち消費者はよくわかりませんよと。それよりも魚沼コシヒカリは、せめて郡内一本になり、南魚沼産として生産販売することがより大切ではないですか。まさにそのとおりなのです。

農協の合併は、大和と六日町の合併に見られるように、コシヒカリの生産品個にのみならずスイカ、椎茸、花木等の農業振興に果たした役割は大きく、倉庫等の農業生産資材の有効利用が図られ、農業所得の増大に大きく貢献しております。農協合併が足踏みしている現在、今こそ市長のリーダーシップが求められ早期の合併を促す時期と思えます。市長の考えをお聞かせください。

3つ目であります。私がある職員に、これからは行政の職員もコシヒカリやスイカや椎茸等の販売にPRに東京に行く時代だよな。と、話したら「えっ、それはないでしょう。それは農協の仕事でしょう。」と話されました。私は市町村合併がこれからも進み、産地が広域化し、農産物の輸入自由化がますます進み、激化する産地間競走に勝ち、生き残るために、行政も農協と一体となりコシヒカリ等の農産物、販売PR、その営業担当係が必要と考えます。

そのことが農産物の販売促進のみならず、低迷している観光事業の活力と誘客に大きな力となると確信しているからです。来年度から新体制がスタートいたします。部制新設の産業振興部に担当者、係を置くことを提言いたしますので市長の考えを願います。

2 幼（幼稚園）保（保育園）一元化「認定子ども園」について

2点目について質問いたします。幼・保一元化「認定子ども園」についてです。毎朝7時40分頃になりますと、わが家の前を小学生が元気に「おはようございます。」と登校していきます。子どもは元気で健やかにたくましく育ててもらいたい、育てたい。すべての親はそう思い願っております。

今年は特に、子どもの相次ぐ自殺や、子どもによる殺傷事件が後を絶ちません。そして、なくなればいいじめ。何がそうさせたのか。大変な世の中になってきております。私どもが子どもの時代に、良いことと悪いこと、我慢することと物を大切にすること。そして、弱い者の味方等は自然に身についたように思います。そういう学校、家庭環境でありました。

ここ十数年来、核家族化が進み家庭環境が変わり、子育ての環境も大きく変わってきております。先日、ある親御さんが子どもを保育園に預けると言いました。「預ける」という言葉に違和感を感じました。わが子です。荷物や物でないのに預けるという表現。まさか保育園では、荷物と同じく預かるなんて思って育てていないと思いますが、大丈夫ですよ。

さて、「認定子ども園」についてですが、前段で話しましたように家庭環境や社会環境の変化を受け、幼稚園と保育園の良いところを生かしながらその両方の役割を果たすことができる新しい仕組みを作ろうということから、今年の6月に就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律が制定され、「認定子ども園」が今年の10月からスタートいたしました。

本県でもこの12月議会に「認定子ども園」認定基準等に関する条例が制定される運びとなっております。現在の小学校に入る前の就学前教育は、幼稚園と保育園がその役割を担っております。満3歳から通います学校である幼稚園と、保護者の仕事等の都合により保育ができない0歳から預かる児童福祉施設である保育園により行われております。

このように保育園と幼稚園は、その目的および役割を異にしてはありますが、それぞれの社会的ニーズに应运えてきました。前段にお話いたしましたように、近年の低年齢化する犯罪や子どもの自殺の増大、陰湿化するいじめを考えたとき、幼児教育、すなわち就学前の子どもに関する教育、保育の重要性と充実が一層求められております。

「認定子ども園」は親や家庭の都合により幼稚園保育園と分けるのではなく、一緒に学び一緒に遊ぶことです。すなわち教育・保育を一体的に提供する施設のことです。そして、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供する施設です。すなわち、地域における子育て支援を行う施設であります。

そこで市長に伺います。唯一当市で幼稚園を有する浦佐幼稚園は、昭和47年建築で大変老朽化が進み改修の話が出ております。浦佐保育園は昨年、五箇保育園と統合し定員120人となり、いっぱいに入っており、2階建てで遊び場も手狭で、増築、用地拡充等検討を要する時期にきております。改修が必要な幼稚園と、2階建てで手狭な保育園を一体化して、新たにスタートした「認定子ども園」として地域の要望に応える考えはないのか。市長に伺います。登壇しての一般質問を終わります。

市長 おはようございます。昨日に引き続き今日も一般質問ということであります。懸命に答弁いたしますのでまたよろしくお願い申し上げます。傍聴者の皆さん方も大変ご苦労さまです。それでは、関係議員の質問にお答えいたします。

1 コシヒカリが安全・安心・安定生産できるために

生産調整の次年度対策。ご承知のように生産者主体の方向に移管をするわけでありまして、

この際大きな問題は生じないかということでもあります。その前段に市長あるいはＪＡ組合長でしょうか、連盟での通知こういうことでもあります。これは今、特別想定をしておいたわけではありませんけれども、ＪＡ側とそれぞれ協議のうえさういうことの形が必要ということであれば、これは全く拒むものでもありません。

当然ですけれども市が一切手を引くということではございません。後ほど申し上げますが支援策といいますか、一体となってやっていくということに変わりはありませんので、協議の上でその方が有効であれば、それなりの対応をさせていただきたいということでございます。

わが市では平成１６年から、ＪＡ組合長から協議会の会長を務めていただいております、協議会の開催、産地づくり交付金の申請、支払事務、地域間調整の取りまとめ、こういう協議会の事務局も担ってきていただいたわけでもあります、今までも。今回の新しいシステムの移行によりまして、水田台帳の電算管理・計画書の出入力管理、これを実質的にＪＡさんの方に移管いたしまして、名実ともにＪＡから生産調整を担っていただくということになるわけでもあります。

この際、市といたしましても先般の協議会の中でも話がありました。専属の職員を配置して混乱等が生じないようにする。そういう支援体制をとっていかうということに合意しておりますので、そういう意味では間違いがないだろうと思っております。ＪＡ側もそういうことで了解をいただいておりますので。

職員をＪＡの事務所に派遣をするのか、あるいはこの庁舎の中での支援体制になるのか、これについては未定であります、ＪＡ側からは、やはり一体となって仕事をしていくということになりますと、ＪＡの事務所の方に期間は限定をいたしますけれども、派遣的な形をとっていただく方がより効果的だろうという声も出ておりますので、その辺はこれからの人事の中できちんと調整をしていきたいということでもあります。

おっしゃっていただいたように、農業がわが市の基幹産業であります。この衰退は私たちの市の衰退につながるということでもありますから、これからもＪＡとの協力、そういう態勢を一層強化して農業振興に勤めていきたいと思っております。

２番目のＪＡ合併の問題であります。これはおっしゃるとおりでありまして、今でも合併をした大和・六日町のＪＡの中でも生産調整の配分率、これにまだ差があるわけでありまして、大和地域が２２、六日町地域が２４、塩沢に至りますと２６という。同じ南魚沼市内でこういう不均衡も生じているわけでもあります。こういうことの解消も含めて、ＪＡの合併というのは必要不可欠だというふうに認識をしております。

そこでＪＡ魚沼みなみと塩沢の合併につきましては、年明けに県中央会が事務局になりまして「検討委員会」がまず開かれるという予定になっているということをお伺いしております。私といたしましても、おっしゃっていただいたように栽培方法の均一化や、あるいは販売戦略、これら。それから不公平感の払拭ですか。こういうことも含めると、１日も速い合併が望まれるところでありますけれども、合併協議が一度破綻をしておりますので、そういう

中での感情的なもつれにも配慮しなければならないわけであります。私としましては、合併に向けて全力で両JAの皆さんと話し合いに入っていきたいというふうに考えております。

3番目の職員問題であります。今も農産物の販売・PR等につきましては、県の地域振興局・JAこれらと連携して、各種イベントあるいは物産展の出店等に際しましても、職員が常に、これは主に商工観光課の職員でありますけれども、付いて回って一緒になってPRをしているというところであります。

これも議員おっしゃっていただきましたように、19年度、来年度から農林課そして商工観光課を同一部内に配置いたします産業振興部が設置をされるわけでありますので、より一体的な販売PR活動の取り組みが十分可能だと。ただ、このための専任の職員を配置するかどうかについては、もうちょっとこれから機構の中の人事配置等についての問題がありますので考慮させていただきたいわけであります。いづれにしてもそういう戦略に齟齬が生じるような人事態勢にはしない、ということだけを申し上げておきたいと思っております。

コシヒカリの、といいますかすべての水田に作付けをしたいと。コシヒカ리를植え付けたいというこの思いは私も一層強いわけであります。おかげさまで地域間調整は、昨年が面積にいたしまして約83ヘクタール、425トンの地域間調整がなされたわけであります。本年は125ヘクタール、650トンの地域間調整でこの地にそれだけ多くのコシヒカリが作付けをできたといことであります。

ただ、この地域間調整につきましては、なかなか出していただける相手側の問題があります。全国で県間での地域間調整も相当働きかけをしてみましたが、やはりそれぞれの地域の中で新潟県、新潟の米というのは非常に評判が良かった分もありまして敵視をされている部分があります。新潟に地域間調整の部分はまわすな、というぐらいの通達といいますかそういう申し合わせをしている県もあるようであります。なかなか、県間、全国的な地域間調整は厳しい状況であります。農水省の方もホームページにはこれを掲載していただて、応募があればということやっていただいているのですけれども、なかなか実現に至らない。

県内での調整が主でありますけれども、来年度の作付けにつきましてもそういう部分を十分、今までのつながりもあるわけであります。新たな開拓も目指してできる限りの地域間調整をやらせていただて、一粒でも余計の魚沼産コシヒカリの作付けを目指したいと思っております。ただ、これは非常に情勢としては厳しいということだけは申し上げておきます。

2 幼（幼稚園）保（保育園）一元化「認定子ども園」について

2番目の幼・保連携「認定子ども園」についてであります。子ども園の定義、あるいは背景、こういうことはおっしゃっていただきましたのでいちいち申し上げません。4つの類型がある。1つは幼保連携型、2つ目は幼稚園型、3つ目は保育所型そして4つ目が地域裁量型ということであります。私どもが「認定子ども園」という部分について検討するときにはまずどの型を目指すかということです。やはり目指すとしますと幼保連携型だろうと思っております。

そこで、浦佐幼稚園あるいは浦佐保育園についてでありますけれども、これもおっしゃっ

ていただきましたように非常に老朽化が進んでおりますし、狭い、使い勝手が悪い、そういう部分が出ておりますので、改築を当然考えなければならないわけでありまして、この改築をする際に、浦佐幼稚園と浦佐保育園を統合して「認定子ども園」に持ち込みたいという気持ちは今持っております。

しかし、幼保認定型「認定子ども園」としてこれが可能かどうか。県の基準も相当厳しいようでありまして可能かどうかと、これを見極めなければならないわけでありまして、19年度に学校教育課、そして子育て支援課それらと協議を進めながらこの方向をきちんと打ち出していきたいという思いであります。

両方の敷地ともに狭いわけでありまして、実現するとなりますと別の場所に統合して建設をします。そういう部分も含めて、浦佐定時制高校の跡地を県から買収するという部分も、今決定をしておりますので。そこに充てるということではありませんけれども、そういう部分も構想の中に入れながら「認定子ども園」というふうになるかどうかは別にいたしまして、浦佐幼稚園と浦佐保育園は一体化をしていくという方向だけは、まず間違いのないことだと思っております。この際また以前から申し上げておりますように、公設民営、こういう方向を考えていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上であります。

関 常幸君 再質問させていただきます。

1 コシヒカリが安全・安心・安定生産できるために

1点目の生産調整の件でありますけれども、確かにこれから市町村合併が進むと今までできた町村からは地域間調整が難しくなるわけでありまして、JAと一緒に行政からも市長からも一層の努力をお願いしたいと思います。それで円滑にJAと一体となってやっていくということでありまして、ぜひ予算の点についても、これからつけるわけでありまして、18年度の予算を見ますと、やはり六日町では総額2,700万円、大和で1,200万円、塩沢では3,500万円。そのうちそれぞれ市の負担が六日町・大和6割、塩沢では67パーセント市が負担している。今年は移管1年目でありますので、しっかりとした予算の裏づけがないと人的配置だけではなかなかやはり今まででさえも大変なわけでありまして、ぜひそここのところの考えをお願いしたいと思います。

それから、JAの合併であります。市長は今、年明けに中央会が音頭をとってやることになっていると。今、六日町と大和が合併して7年経っております。ですので、確かに今までの問題はあったところでありますが、7年経っているわけでありまして。中央会は仕事として県内14農協構想があるわけでありまして、それとは別に市長が自ら今年度中に市長の名前で両組合長を招集して、ぜひ農業振興のために必要なんだというふうな視点からお願いをしたい。そのことについて考えをお願いいたします。

私はそのことが今、市で持っている有機センターの問題、塩沢のカントリー稼働は少ないのではあります、農業生産施設にとっては、生産資材、農業機械等の問題についても非常に有効利用できるわけでありまして、中央会に任せるのではなくて市長として行政として、

仲介なりしてもらいたい。その考えをお願いしたいと思います。

それから、農産物のPR営業担当の件であります。今、市長が話されたことはどこの市町村でもやっておりますし、当たり前のことです。昨日もこれからはトップセールスをやっていく。これもぜひやってもらわなくてはいけないことですが、ここで市長は専任の職員については検討をするというようなことありますので、ぜひ検討してもらいたいです。

これは話をもう1回になりますが、農業振興だけではなくこれから進めていく農業体験とかグリーンツーリズム、そういう面にもすごく有効だというふうな観点から、ぜひ検討を進めて専任態勢をお願いしたいと思います。やはり係がないとトップが動こうにも、今までやってきた宣伝に対しても、もっともっと前に出ないのではないかなというふうなことからありますので、もう一度考えをお願いしたいと思います。

2 幼（幼稚園）保（保育園）一元化「認定子ども園」について

さて、「認定子ども園」であります。場所の問題をこれから検討する。確かに今の計画の中でも県からのものが出てきております。昨日も出ております市街化の活性化の問題が2人の議員から指摘されております。今日の市長の答弁の中で、大和町では浦佐毘沙門通りを中心にしての活動をやっている。天王町は天王町将来都市構想を考える会がやっている。ぜひ、その皆さんも場所について十分一緒になって検討させてもらいたい。特に浦佐駅西の毘沙門通りでは人を中心にした町にしていきたい。そういうことあります。

やはり場所問題は子ども達の環境が一番ですが、そういう視点からもこれから一緒になって検討をしていきたいと思えます。活性化という点からも生かしていきたいと思っておりますので、そのことについて答弁をお願いいたします。以上です。

市長 閣議員の再質問にお答えいたします。

1 コシヒカリが安全・安心・安定生産できるために

1 番目のJAに移管する際の予算的な部分であります。生産調整そのものに関わる予算と申しますか、生産調整の奨励、あるいは補助金的な部分があったわけでありまして、この部分については協議会とも相談いたしまして、大幅に削減と申しますか、することでこれは合意をしております。

しかし、生産調整に関わるJAに移管することに関わる予算的な部分を削るなんてことは全く考えておりません。ただ、どの程度の予算がどの程度必要なのかというのは、今、担当課の方で財政との協議中だと思いますけれども、まだその部分は私の方に上がってきておりません。いずれにしても予算がなくてこういうことがスムーズにいかなかったなんてことだけは、厳しい財政状況ではありますけれども、そういうことにはならない、やらないということだけはご理解いただきたいと思えます。

合併についてであります。中央会に任せているということではありません。しかし、寄って立つ組織が、やはり中央会から先にきちんと方向を出していただくということでなければ、私どもがいたずらにただただ合併、合併という話を両組合長にいたしましても、これは

なかなか実行が上がらないということでもあります。

当然私どもが勧告までするつもりはありませんけれども、組合長、あるいは理事の皆さん方に、合併の方向をきちんとやってくださいということは話をしております。わざわざ組合長を呼んで合併について推進せよという話は、今のところするつもりはございませんが、側面的な支援はもう当然でありますし、私を中心になってこの合併劇を進行していくということにはならないと思いますけれども。そういうことの促進、そのために努力をするということだと思っております。

専任職員の件ですが、今、ちょっとおっしゃっていただきましたように、係の中にグリーンツールズムという問題もあります。今日、全員協議会の中で部制について、皆さん方へ若干の説明があるわけでありましたが、その中に担当する部門としてのグリーンツールズムとか、そういう業務内容は明記をしてあるわけでありまして。ただ、このPRだけに専念をする職員が必要か否か。必要と言われれば必要でしょうけれども。それで、職員の仕事がきちんと回るのかという、その部分は考えなければなりません。併用ということもあり得るわけでありまして。

それから、関議員おっしゃっていただきましたトップセールスであります。私は今までの3分の2ぐらいは確か権限委譲はするわけでありまして、3分の2分を今度は外部に出て行かれるという部分もありますし、部長あるいは場合によっては次長的な立場の方も置く方向も考えなければなりません。そういう皆さん方との連携、そういうことも考えておりますので、ここでこのことのために専任職員を置くということは名言申し上げられませんが、先ほど触れましたように支障のないような人員配置はきちんとやっていくということでございます。

2 幼（幼稚園）保（保育園）一元化「認定子ども園」について

「認定子ども園」の件につきましては、当然ですけれどもそれぞれの建設場所や、たとえばそういう統合型でいいのかということも含めて、地元の皆さんの理解を得られなければ全く進めることはできませんし、地元の皆さん方から知恵を出していただく。そういう方向で、どういう団体あるいは皆さん方との協議をすればいいのかというのは、これからきちんと検討いたしますが、地元の皆さんと一体となってこのことを進めていくということでもありますので、よろしく願いいたします。

関 常幸君 再々質問を1点だけさせていただきます。

2 幼（幼稚園）保（保育園）一元化「認定子ども園」について

「認定子ども園」の件であります、本国会で改正教育基本法が通過いたしました。ある人は5歳までに、全人格の95パーセントまでが決まるとさえ言っております。また、乳幼児を甘えさせるのではなく、親に甘えてもらうことが大切だ、と言われております。

さて、「認定子ども園」がスタートした今、これを機に保育園での子どもの教育、保育のあり方について、今一度検証してもらうことが必要なのではないかと。このことを最後の質問にいたしまして、質問を終わります。

市長 2 幼（幼稚園）保（保育園）一元化「認定子ども園」について

「認定子ども園」という法律制定のひとつの背景といたしまして、ご承知のように都市部でいわゆる待機児童が非常に多くいると。そういうことの中で、それに限ったことではありませんけれども、この解消がひとつの大きなねらいであることは間違いありません。

県内全般では、28名程度の待機児童がいるそうであります。私どもの市内に待機児童はいないわけでありまして、そういう面ではそういう側面よりも今、議員おっしゃっていた、子どもの教育といいますかそういう部分に力点を置いたことになるのだろうと。

そこで、今現在の保育のあり方でありまして見直しのことは当然やりますが、今、保育園で行われている保育について。それは個々細かい所を拾い上げれば非常に不満のある部分もあるかも知れませんが、全体的に親に代わってという表現がいいのかどうか分かりませんが、臽も含めて相当厳しい部分もやっているというふうに私は理解しております。

ただ、それでいいのかどうか。これは担当課も含めてきちんと検証しながら、改めるべきところは改めていかなければならない。おっしゃったようにとにかく子どもの欲しがること、好むことをさせない。小さいうちはこのことが親の努めだというくらいに言われております。そういうことも含めて、やはり家庭と一体となった、臽部分も含めた保育がきちんとできるような方向は目指したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 質問順位10番、議席番号28番・若井達男君。

若井達男君 おはようございます。師走に入り余すところ10日あまりとなりました。それぞれが今年一年がどうだったかというようなことを考えているところでありますが、私はなかなかそういう暇がなくて、今回の一般質問をとにかく精一杯させていただくというようなことでございます。市長の方も答弁をひとつよろしく願いいたします。それでは、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

可燃ごみ施設の運営、管理を問う

可燃ごみ処理施設の運営を問うということで通告しておきました。この問題につきましては先日、他の議員からやっていただき、また私のこの後には、牛木議員の方からごみ問題について、またその後はわがクラブの幹事長の南雲議員の方からも取り上げられております。

その後はやはりこれは大和地区ということで、若干温度差の違う今までの合併を控える前の魚沼エコプラントの利用等があったわけで、そういった観点からこれに取り組んでいるのではないかとございまして。ごみ、ごみというようなことになるわけですが、しかしながら、一番私どもの身近な問題で大変な問題であるというふうに考えております。

そうしたなか、南魚沼広域一部事務組合当時でございますが、これが平成9年2月定例議会でこの問題に取り組み始めました。私も当時はまだ議員になっておりませんでしたので、その後、どういった経過を歩んでいるかというようなことで若干その辺を調べてみました。

平成9年ですのでその年の7月に、関係町で課長さんを主体とした中でプロジェクトチームを立ち上げたということになっております。そして、平成11年11月ですが2年ほどおいた後に、10社に対して概算見積り依頼を出しておると。この過程につきましては、それ

ぞれ組合長を始めそれぞれの首長、そういったところと今ほど申し上げました関係町の課長それぞれが、詳細に事務を進めてきた中の第1回目の見積り依頼ということで、10社に当時出しております。

そして翌年、年が変わりました平成12年1月31日と2月1日の2日間に分けて、この見積り依頼をした10社からヒアリングを行っております。しかしながらなかなか大きな問題であるということで、その中にはまだまだ経過確定を見るには早いというようなことで、その年12年の7月ですが、10社から15社に指名業者の方を増やしております。

そして、その当時はまだ炉をどういった形に取り組むかということが決まっておりましたので、流動床7社、キルン7社、シャフト5社ということでそれぞれの溶融に対する、当時現在考えておられる方式として15社のうちがそういった内訳で選定されております。

しかしながらその過程で、やはり流動床型は合わないのではないかと、そぐわないのではないかとというようなことで、この炉方式については流動床型が除外され、キルンかシャフトかというようなことで進んでまいっております。そして、やはり最終的にはこの15社の見積り、ヒアリングを終えた中ですが、絞りに絞りまして5社になったと。そして、そのうちの5社で指名競走入札が行われました。これは13年5月11日です。

そしてその結果が、今現在施工され、またそれぞれの分野で指導等をいただいている株式会社川崎技研ということで44億4,150万円という大きな大きな金額で落札しております。しかしながらこれは議会議決を経なければ決定しないというようなことで、5月11日に入札し、その後、間を置かず5月22日に議会議決を行っております。

その議会議決には本議場には当時の2年前くらいですので、連合の方に 今度は事務組合から変わって広域連合という形になっておったわけですので そこには当議場におられる議員の方8名、また当時連合の役職員というような形で出席されておった方も本会場にはおられることです。

そういう形を経た中でとにかく前へ進もう、工事着手だと。工期は16年3月31日だということで契約、議決後16年3月31日をもって工期とするというようなことで向かっております。その過程においては、市長はまだ直接にはその過程には携わっていないと思うわけですが、ある程度炉が完成してきた中の15年は、当時町長だったと思います。

15年8月5日に連合の方で火入れ式を行った。そして9月13日、ごみの受け入れが始まって、実際は15年12月から全量を受け入れたと。そして、16年3月31日ですので、4月1日からは南魚沼広域連合として受けなければならないというような形の経過を経たわけではありますが、出来の具合は別として3月30日には竣工式を行っております。

しかしながら、その当時は私も広域連合の方に回っておりました。本当にこの今の状況で溶融炉を受け入れて心配がないのか。住民に対して十分に説明ができるのか、ということが大きく懸念されておりました。そういうことで、これは当然のことながら3月議会の最中でした。議会休会日、3月13日、これは土曜日だったと思いますが、私ども広域連合議員に

対しての説明会を環境センターおよび川崎技研さんの方から両方揃った中で受けております。

そうしたことでできたわけですが、いざ引き受けをしたという形の中に、ここに通告しておりますが、引き受け後の故障修理箇所はどうだったかということです。私ども議会では、初日に社会厚生委員長の報告を受けております。また、それぞれがそれぞれの立場でこの溶融施設については知識ないしを持っていると思いますが、これらの問題については、今傍聴されている消費者協会の皆さん、傍聴者の皆さん、そうした市民の皆さんにはなかなか見えていない、わかっていないというわけです。そういうことでこれらについて、どういった故障が引き受け後あったのかということについて、まず1点をお伺いします。

そうしたなか、私は実際かなりの故障箇所はあるというふうに、先ほど申し上げました社会厚生委員会が11月1日に現地調査を含めた中に、10カ所の故障箇所が見えているということで、その故障内容等も説明を受けております。プラントフローという図面まで出してもらった中で説明を受けております。

そういうことですが、その故障についてはなかなか市職員　これはもう合併後の市になっております　、またこの溶融を建設された川崎技研さん、当然わかっておると思います。しかしながら、自分方の作ったものに対してはなかなかオープンしにくい。企業上の機密等があるものですから、なかなか見えてこない、わからないというようなこと。その点についてやはり市長にお伺いするのが、これらについて第三者機関でこれら運転、管理等についての調査ができないものであるかどうか。

やはり公正な立場から見た中で、この溶融施設はこういう問題がある。こういうところが懸念されるということで、第三者機関の調査はできないものであるかどうかということをお伺いします。

そして3点目ですが、やはりこの溶融施設を運転管理するとなると、当然のことながら熱源が必要になります。熱源として主燃料は何であるかということになります。これらが運営上の管理経費にまで大きく影響してくる素となっております。

あわせてこの熱源によることによって、ダイオキシン対策はどういった対応がなされているかということになるわけです。このダイオキシン対策については、先ほど申し上げました13年5月22日の連合議会でも、質疑が何人かの議員からなされております。ダイオキシンについては塩素系だけではないのだと。臭素系のダイオキシンまで入れると、100とも200ともいえるのだということが言われております。

確かにダイオキシンが日本で検出されたのは昭和58年、今からおよそ30年前です。そのときには臭素系のダイオキシンという話は見えていない。塩素系のダイオキシンで75異種体があるということが言われております。もう少し遡れば、アメリカ軍がベトナム戦争で枯葉剤としてダイオキシンを撒いたと。その結果が、奇形児となっているということがあります。これは当然のことながら当時、連合議会のダイオキシンに対する質疑に対して、当時のセンター長は、これはこの議決を経てから、業者の方と打合せをするのだということが議事録に書かれております。そうしたならば、その議決を経た後、ダイオキシンに対しての業者

側との打ち合わせがいかなるものであったかということが考えられるわけですが、その辺についての対応策はどのようになっているかお伺いします。

これらも見積りの段階では、当時の環境基準であれば0.05ナノグラムというもの。それぞれ先ほど申しあげました5社の調書からは、すべてが環境基準以内ということで載っておりますが、今ほど申しあげました臭素系が出てきておった中に、そういった臭素系のダイオキシンにも対応ができていくかどうかということをお伺いします。

そして4番目です。最後になりますが、19年度よりの運営管理の方向はどうかということです。今ほど申しあげてきましたこれらが一番問題となるのは、この19年度以降どういった形を市がとって運営していくかということが、大きな課題であると思います。先日の答弁にもありました全部委託か、また一部委託かということで、そのことについて市長は、3名から2名の中で専門的な分野での委託を考えていると。そのような答弁だったというふうに受けております。

この中に私どもが議員有志で視察をしてきました銚潟クリーンセンター。これは巻町当時の巻町、西川町、それから岩室村、それから潟東村、2町2村の広域でやっております。これらは今日の新聞に出ておりますように、新潟市が来年の4月からごみの分別を10種類13に分けて分別を行うということが出ておりました。しかしながら、私ども議員有志で視察をしたときに説明を受けたのは、2町2村の町民の声は、新潟市と合併してもこれは当然一緒になれないと。そういうお話をしておりました。

その結果かどうかが、新潟市の4月1日からに対しては、3年後の経過を見た中で対応をするということが今日の新聞に載っていました。内容的には銚潟クリーンセンターは確かにメーカーは違います。新日鉄。可燃ごみと不燃ごみを合わせて普通ごみとして扱い、それを一気に溶融するという形で、一般家庭の普通ごみであれば1トンまで無料というような形で聞いております。

やはり、鉄そういったものと可燃ごみが一緒に入るわけですので、当然処理場はかなりの経費はかかってきます。トンあたり2万9,000円。今、南魚沼市の平成16年度が1万3,000円、17年度が1万8,700円というところから比較してみますと、かなり高いという形になっております。がしかし、それでも住民は新潟市と一緒にはいやだと、何のために私たちはこの溶融を作ったのだということが言われております。そんなことで今後の対応については、こういった形がベターであるか。

私個人の意見を申し上げますと、昨日、市長答弁ありましたように、3名から2名。3名といわず2名でやっていただきたい。そして、銚潟クリーンセンターには、建設当時から新日鉄の職員2名が専属として管理委託について、日常を行っているという形になっております。今後の19年度からの運営方向についても市長よりお考えをお願いします。

壇上からの質問は以上とします。

市長 可燃ごみ施設の運営、管理を問う

若井議員の質問にお答えをいたします。可燃処理施設の問題であります。前段で私が町長

になって以来、この問題に関わってはきたわけでありまして、ご承知のように私は平成15年4月末に町長に就任させていただきました。その時点で当時の広域連合の副連合長、当時は旧塩沢の上田町長さんが連合長になったと思います。そして、上田さんが合併問題の中の引責辞任をされて新しく高野町長さんが選出されたのが、15年8月ではなかったかと思うのですが。その15年10月に連合長会議を開きまして、新しい広域連合長に私が就任をしたという経過であります。

ですので、16年3月31日ですかに引き取りをしたわけですが、引き取ったときの連合長は私であります。確かそうだと思います。よくわかりませんが、おおむねそういうような気がします。16年でなくて15年だったかと思うのですが、16年だったかちょっとそこがよくわかりませんが、そんな状況であります。いずれにしろ引き取るときの連合長は私であります。

そこで、今お尋ねのありました可燃ごみ施設の故障、修繕箇所。16年4月以降に引き受けた、改めて申し上げます。用水路の漏水、11箇所あります。ボイラーの振動、ボイラーの水管、過熱機関の破孔 穴が空くことですね。減音トーケーシングの破孔、立上りスラグコンベアの故障、スラグコンベア故障、吸塵装置の詰まり、サイクロン配管の閉塞、可燃性ダスト供給コンベアの故障、コンプレッサの不調、スロープの荷重強度不足。これだけ大まかに申し上げまして故障がありました。

スロープの荷重強度不足につきましては、もう対策済みといいますが、川崎技研の方での誤りでありましたのでこれは補強工事が終わっております。この中で、可燃性ダスト供給装置、それからスラグ立上りコンベア、ボイラー振動、これにつきましては恒久的な対策が不十分ということで、引き続き川崎技研に改善を求めています。川崎技研の方も、これについては100パーセントということはまだ言っておりませんが、これはやはり恒久対策が必要だということの認識はいたしております。引き続きそういう面も含めて、川崎技研に瑕疵担保期間中にきちんと修繕していただいたり、恒久対策を講じていただく部分については、先般川崎技研との会議の中でこちら側の要望といいますが話はきちんと伝えてございます。

専門的第三者機関の運転、管理の調査が可能かということでもあります。現在までのこれだけ故障があったり、いろいろ難しい機械であったというようなことの中で、環境フレックスのコンサルタントでありますけれども、この会社が立会いになって、私どもの言い分、そして川崎技研の言い分等を調整した中で、これについては川崎技研が恒久的なことをしなさいとか、これについては私どもの運転の未熟さとか、そういう方向性はきちんと一度出していたいただいております。

この環境フレックスというのは、溶融炉建設に入る際のコンサルタントでありました。ですので、これが専門的であるかどうかは別にいたしまして、そういう機関の皆さん方からの調査というのは可能であります。そういう面では、一度そういうことをやっているということでもあります。

溶融施設の主燃料およびダイオキシン対策であります。主燃料はL P G 液化ガスであります。天然液化ガスであります。これが、引渡しの性能試験時の使用料が1日2,688キロ。平成16年度の使用料が5,120キロ/日であります。17年度が4,434キロ/日。というふうになっておりまして、このL P Gは溶融炉底部で 底の方ですね、溶融スラグの促進を発生するため柔らかくしてドロドロ流れるようにするためにこれを使っているところであります。

溶融スラグの中に当時から含めまして、先ほどちょっと若井議員から触れていただきました鍋・釜何でもいというような部分も流布されたことがありまして、鉄・銅の含有量が非常に多かったためにスラグがなかなか液状のサラサラ状態にならなくて、L P Gの使用量が非常に多かったということであります。

そこで、市民に対しまして、可燃ごみの中に鉄類を絶対入れないようにという対策を、対策といいますかP Rを今、進めているところであります。これはきちんとそうしていただかないと、昨日もちょっと触れましたけれども、ごみのサンプルを出してその中で設計された機器でありますので、それ以上の部分等を入れますと、非常に故障も出たりということがあります。その辺をきちんと市民の皆さん方からご理解をいただくということであります。

ダイオキシンの関係についてであります。臭素といいましたか、その対策等についてはちょっとここで今は。検査対象物はダイオキシン類対策特別措置法、確かその中に全部入っていると思うのですが、今、若井議員おっしゃっていただいた設置基準値0.05ナノグラム。ここで平成16年度の1号炉、2号炉につきまして、1号炉が0.0027。2号炉が0.0015。そして平成17年度は1号炉が0.000068。2号炉が0.0025という数値を観測しておりまして、その施設基準値についてはすべて当然でありますけれどもクリアしているわけでありまして、が、煙突の上部から排ガスを採取して測定しているということでありまして、すべてのダイオキシン、すべての先ほどおっしゃっていただいた70とか100とかあるそうではありますが、これについてすべて基準をクリアしているという報告を受けております。

来年度からの運営管理の方向でありますけれども、先般の質問にもお答えいたしましたように、今年度で瑕疵担保期間が切れますので、来年度からやはり専門的な技術、機械の操作も含めたそういう専門的な部分を見る必要がどうしてもございます。今、川崎技研の方に2名でとりあえず、という話はしております。それを川崎技研の方で2名でどの程度の範囲をどうやれるのか、これを考察いたしまして、私どもの方に持ち帰ってくるということになっております。

年内にその話ができますか、年が明けますかちょっとわかりませんが、当面方針としては2名でどうかという話はしておりますが、ことによれば3名という部分になりうるかもわかりませんが、それ以内に収めながら数年経過をみて徐々に委託分を増やしていくという形にはなっていくと思っております。ただ、すべて全面委託という方向は、今のところ考えておりませんが、徐々に委託分が増えていくということについては間違いのない方向

だと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

若井達男君 可燃ごみ施設の運営、管理を問う

何点かについて再質問させていただきます。まず、1番に入る前に、この焼却炉決定の過程です。これについては当時の組合で、ごみ焼却施設選定のための基本事項というのが定められております。それは先ほどの市長の答弁のように当時は議員でもなかった、町長でもなかったというようなことだったかもしれませんが、その事項については、組合が建設をする施設は組合を構成する町民一人一人に還元できる施設であることは言を持たないが、負担をすることは町民であることを忘れてはならない。これが大前提になっております。

そして、そのためにということで、施設の建設費が安いこと。これはこの後ちょっと触れますが、そして5つほど出ております。維持管理費が多くかからないこと。長期的使用に耐えられること。そして、運転経費が多くかからないこと。5つ目が運転人員が少ないこと。ということになっております。

私が自分なりに判断するには確かに施設の建設費は安い。当時の入札調書を見ましても見積り額に対して 見積り額は川崎技研さんは82億円出ております。見積り額に対して

入札額42億3,000万円、それに消費税がつきまして先ほど申し上げました44億4,150万円という数字だと思っておりますが、この率は51.58パーセント。いうならば見積りに対して半額だと。

では、他の4社がどうかといいますと、これは一番高いところは見積り額71億6,000万円に対して66億8,000万円。これらは93パーセント。やはり見積りと実際の工費は変わらないのだということの裏付けだと思っております。それ以上の3社をみてもすべてが70パーセント以上を出しているというようなことで、確かにここにあります施設の建設費が安いことと。これは本当に安いというふうに私は感じます。しかし、それ以後の4項目が果たして当てはまるかということになります。この点について市長のお考えをまず伺います。

そして、先ほど11箇所の故障があるという答弁をいただきました。この11箇所のうち、もしくは平成16年4月1日から引き受けした今日までの中に、瑕疵と見られる故障であるか。私は瑕疵の扱いについてはこれはお互いの責任ではないと。当時も今も想定できないそういうものが、運営をやっているなかから出てきたもの、見えないもの、これが私は瑕疵だと思っております。場合によっては機能上の故障というのも十分に考えられるわけですが、それらが先ほど申し上げました今回の11件、また今までの2年半の過程の中に機能上の故障としてみられるものがあるかどうか。その点もあわせてお聞かせください。

それから、第三者機関の運転管理、これは今ほど市長の方から答弁いただきました。そのとおりでいいのではないかとこのように考えております。

3の溶融施設の主燃料、熱源ですが答弁をいただきました。LPガス、液化だということが出ておりますが、先ほど言いましたようにヒアリングをしたとき、出てきた文書に対しては、主燃料はごみ自身というふうになっているのです。それでプロパンガスは補助燃料ですよ。そしてかかる金額は1,950万円ですよ、と出てきている。

しかしながらプロパンガスは17年度でいくらかかっておりますか。8,700万円。16年度で6,900万円。補助燃料ですと言ったのが、これは市長の答弁は確かにそれでいいと思いますけれど、実際はごみ自身が主燃料ではない、確か。その辺はどういうふうな交渉をされたのか。もしくはしていなければこれからしていくのか、ということをお聞かせください。

それからスロープの問題です。確かに9月議会で指摘されて、早急の対応をするということで、対応されたという今ほどの説明があったわけです。しかしながら、この施工にあたった業者の下請けかそういった人達の話によると、支柱梁も入れないで今の梁の周りをはつてコンクリート付けしたものが、果たして今後対応がなるのかという話は聞いております。その辺は確認されておいて、ここで全部荷重に対しては心配ないのだと。やはり対応年数分は十分持つのだということであるかどうか。その点も合わせてお伺いします。

ダイオキシンの問題は、確かにダイオキシンは本来であれば、溶融施設であれば1,700度から1,800度で溶融することによって、消石灰そういったものは必要ないわけです。今の古い焼却施設においても、当初は500度から600度で燃しておったと。それが先ほど言いました、今から30年ほど前ダイオキシン問題が出てきたと。そして調べてみたら400度から600度が一番ダイオキシンが発生する。これは偶然な発生だそうです。一番発生しやすい温度だということで、当時事務組合も温度を上げようと。その前まではスイカの皮や、そういった大きな水分を含んだものは入れないでくれという指導をしてきておったと思います。そしてそれを上げた800度から1,000度ということになったとき、特別、消石灰は使っていなかったと思います。

それでもダイオキシンはそれほど問題にならなかった。ただ、炉の温度を ストーカー式だったですか前は。その炉の温度を 上げたがゆえに炉の寿命が縮まったと。今度作るものは、もう燃す時代ではない、溶融する時代だ。ということでこの経過に至っていると思うのです。

そういうことでこのダイオキシンは本当に偶然の発生であって、多種多様であって、わからないということなものですから、当時の0,05ナノグラムの基準があるからと、それでいいとはいえない。常に新しいダイオキシンが発生している。やはり住民の健康・安全を考えるならば、やはりこれらも常に厳しく対応検査が必要だというふうに考えておりますが、その辺も今一点含めてお願いいたします。再質問を終わります。

市 長 可燃ごみ施設の運営、管理を問う

再質問にお答えいたします。1点目の5項目の件であります。1項目目の建設費が安いこと。これは確かに安かったわけでありまして。あとの4項目につきましては、他の施設をやってみませんのでわからないのです。他の施設をやっていませんから。

ただ、私もちょっといろいろ調べた中で、当時の溶融炉建設検討委員会というのが内部組織で設置されたわけです。そして、どういう形が一番いいかということを一応選定したわけです。そのときには、建設費の問題はあるけれどもキルン型が最高だという結論を委員会と

しては出して、執行部といいますか当時の連合長の方に上げてあると。これはそういうことになっている。

ところが入札をしてみたら、建設費の関係でキルンではなくて今のシャフト型ですか、そういう形になったという経過はあります。では、キルンにしたら他の4項目がすべて今のシャフト型より優れているかどうかというのは、ちょっとわかりません。ですので答弁ができないということで、まことにすみませんけれども、他の施設で、キルンでやっているところで、類似型でどうだ、こうだ、という部分は比較検討ができるかもわかりません。

続きまして、故障箇所であります。まず、最初にスロープ。私も実際工事現場に携わっている方から、あの程度でいいのかという話は聞きました。そこで、助役にも確認をして、そういう話もあるからきちんに対応してくださいと。いや、これは設計もきちんとして、構造計算もやった中でその方法で大丈夫だというふうに確認しておりますので、大丈夫だというふうに確信しております。

なお、故障箇所の中で瑕疵によるもの。ただ、先ほどあげました11項目の スロープは抜きますが 溶融炉の漏水は修繕いたしました。ボイラーの振動は先ほど触れましたようにまだありまして、これは恒久対策が必要だということで今、川崎技研に申し入れております。それからボイラーの水管、加熱機関の破孔、減音トーケーシングの破孔、これもすべて修理をしたと。立ち上がりスラグコンベアの故障、これは恒久対策が必要だということで今、川崎技研に申し上げております。スラグコンベアの故障、吸塵装置の詰まり、サイクロン配管の閉塞、これはすべて修理したりしておりますので、今のところは大丈夫であります。9番の可燃性ダスト供給コンベアの故障も、恒久対策が必要だということで、川崎技研にきちんと言話をしている。コンプレッサの不調、これは直るようであります。直したりしておりますので、瑕疵といえるかどうかは別にいたしまして、このままでは引き取れないという部分が今、3点あげて川崎技研に交渉しているところであります。

それから、LPGの件であります。溶融炉そのものは、どの方式にしる主燃料はごみということで私たちも理解しておりました。ですので、一度立ち上がれば、燃料なんてほとんどいらないと、こういう思い込みはありました。ところが、先ほど触れましたようにこの溶融炉では、底部でスラグが流れ出るような状態にならないといけないわけです。そこに温度をかけてやらないと、いわゆる詰まるのですね、固まるような形になる。

そこでLPガスを大量に使っているということであります。ただ、これがなぜこれほど多く使わなければならないかということは、先ほど触れましたようにこのスラグの中に鉄、銅の含有量が非常に多いということです。ここで、出すごみが問題になるわけでありまして、市民の皆さんに、ごみの中へ鉄類、そういうものはとにかく入れないでほしい。例えば、家屋を解体した際の柱の部分とか、いわゆる板類とかそういうことも長さや直径が合えば一応引き受けております。そういうところに非常に釘があったりとかいうことも大きく影響するようでありまして、ここについてとにかく改良しないと、おっしゃっていただいたようにガスをどんどん使わなければならない。

去年の暮から原油の値上がりで非常に価格が高騰しておりまして、これについては頭の痛いところではありますが、とにかくそういうふうにごみも気を付けていただいて、少しでもガス使用料を抑えていくように努めているところであります。

ダイオキシンにつきましても、先ほど触れましたようにとにかくきちんと調査をしながら、測定をしながら、厳しい数値でありますけれども。ただ、今のところはすべての基準について、先ほど申し上げましたように大幅にクリアしておりますので、一応今のところは心配しておりません。けれども、これはいつ何時どうなるかわかりませんし、これが基準を超えたなどということになりますと大きな問題であります。本当に気を引き締めて常に厳しく監視をしながらやっていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

若井達男君 可燃ごみ施設の運営、管理を問う

6分程ありますので再々質問をさせていただきます。故障箇所ですが、やはりできることであれば。これも当時のヒアリング打合せでは、機能上の保証についてはどうですかということ、私どもの方から、センターの方から聞いているのです。それについては、機能上の故障は施設の有する限り保証できますと言っているのです。ただし、需要費、消耗費については組合で負担してください、ということがあるわけですから。

確かに仕様書の段階ではすべてが入っていない、数字が。そして仕様書に基づいた付記契約書というのもある。これも数字が入っていない。やりながらだ、というようなことになっておりますが、やはりこういったきちんとした申し合わせ事項ができていますから、それらに沿って進めていっていただきたいというふうに考えております。

今1点、炉床です。確かに金物等になれば、上はガス化して燃焼させると。溶融させるということですが、確かにテール、底につくとなかなかこれはきちんとは。モニターを見ていてもたまにドスン、ドスンというようなのが見えるわけですので。これらについてひとつ、市長にお願い申し上げます。炉床温度は適正に把握されているか、掴んでおるかということ、ひとつ。掴んでおられればいいわけですが、どうもこの炉床温度測定がどこにあるか、なかなか聞いてもはっきり返事が返ってこない。

私どもは先般、北松北部、長崎県の川崎技研さんの16年4月1日から稼動している同じ溶融方式のものを視察してきました。これはひとつには比較対象にならないというふうに私は考えておりましたので、それについては触れておりませんが、あそこで温度を出してみてください。今、何度で溶融していますか。1,980度が出ているのです。こちらも1,580度が出るのです。ですけれど、これはやはり先ほど申し上げましたように、できることならば第三者機関で測定をして、その結果、溶融が十分でない。いや、きちんとなるから溶融に十分なるのだ。ということがスラグの良質化にもなってくるわけですし、これが循環型になるわけですので。これは長い長い使いものですので、ひとつ十分検討していただいた中で進めていっていただきたいと思えます。終わります。

市長 可燃ごみ施設の運営、管理を問う

1点目の故障箇所については今おっしゃっているとおりであります。たとえば穴があいてしまったとか、切れてしまったとか、こういうのはそこで修繕ができるわけです。当然こちらの使い方によってそうなったというのはこちらが負担しますし、機能上に問題があったというのは当然川崎技研に負担していただく。当然でありますし、そういうことで今まではほとんどが川崎技研の方で修繕。当然まだ瑕疵担保期間中でありますからそういうことであります。そこでさっき触れました恒久的な部分、恒久対策が必要な部分はこういうことだということです。これについてはきちんと対策をしていただいて、なお、瑕疵担保期間が終わりましても、そういうきちんとしたお互いの契約書があるわけでありますので、機能上から発する問題につきましては、当然ですが、施工者からきちんと対応をしてもらうということでもあります。

機械ですから徐々に減耗したり、老朽化したりと、そういうことの取り替えとかということについては当然こちらで負担しなければならないわけです。機能上の問題については、これからも川崎技研にきちんとそのことは求めていくという姿勢で臨みたいと思います。

温度につきましては、炉内温度計での表示は出ています。そこで、だいたい1,500度がそういう温度は表示されていますが、ある鉄鋼炉関係の専門家の方に言わせると、あの炎で1,500度なんてことはありえないとか、そういうご指摘もありましたので、簡易温度計というのがあるそうであります。それで、たとえば炉底部を測るとかそういうことができるようでありますので、その対応をちょっとしてみたいと思っております。

そこでたとえば非常に低いとか、そういうことが出れば機械の性能としてどうなのかと、そういうことも出ますが、今のところそういうことはないだろうと。これは、川崎技研の方にも確認しましたが、それはありえないと思います、ということはいっていますけれども。炉のなかへ入って見た人もいませんし、そういうことですので、一応きちんとした対応をしてみたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

(午前10時55分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時15分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位11番、議席番号22番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 通告にしたがいまして2点ほど質問させていただきます。私の質問は基本的なことでありますので、市長から本当に生の自分の言葉で語っていただきたいというふうに思っております。

1 市長の政治姿勢を問う

まず1点目は、市長の政治姿勢を問うということであります。今、各県、3県ですね、福島県、和歌山県、宮崎県、3人の知事が相次いで逮捕されました。これは、政治というか地方自治に携わっている我々としても、また、そのトップに立たれている首長である市長にと

ってみても、本当に危機であるというふうに私は感じております。そして、今、盛んに言われている地方分権・地方自治という中で、本当にこれは危機だというふうに思っているわけです。そこで、基本的な部分であります、市長に4点のことをお聞きいたします。

まず、最初にこの3人の知事、そして今、広島県では藤田知事が辞職勧告を議会から受けたというようなことが昨日ありました。そういう一連の事件に対してどのような感想を持っているかということでもあります。

2点目は、こうした不祥事をおこす原因はいろいろあるかと思えますけれども、根本を突き詰めればそれは選挙であると言われております。選挙に金がかかる、その資金を提供していただく、あるいは事務所を提供していただく、あるいは人員を提供していただく。そうした借りを返す形で公共事業にその見返りを求める。こうした背景があると言われておりますけれども、市長にこの根本的な原因は何かということをお聞きいたします。

3点目は、こうした事件を受けて所信表明の中にも書かれておりましたけれども、綱紀粛清という言葉がありました。職員に対して綱紀粛正を求めるということでもあります。12月1日には訓示をされたということでもありますけれども、具体的にどのような指示をし、そしてどのような対応をなされたのかお聞きをいたします。

そして4点目は、まさに地方の、この南魚沼市のトップとして、やはり何といたっても市民との信頼関係を築いていくことが、私は何よりのまず第一の条件だというふうに思っています。自ら襟を正すという意味で、こういう事件を受けてどういうことを自分でやろうとしているのか。その4点を最初にお聞きいたします。

2 県との交渉は地域医療ビジョンが基本

2点目です。それこそ、何回かやらせていただきましたけれども、基幹病院建設を機にこの地域の医療をどう再編していくのか。そして、その基本戦略をもって県ときちんと交渉していくと。そういう立場でお聞きをいたします。

私は、この基幹病院に関する質問を振り返ってみますと6回させてもらっております。平成16年の6月議会、12月議会。昨年の6月議会、12月議会。そして18年の6月議会、12月議会とこの、今議会ということで6回させてもらっております。また笠原は基幹病院か、というふうに思われるかもわかりませんが、今、市長が一番にあげている地域完結型の南魚沼市を作るというその意味からしても、この地で生まれ、働き、そして安心をして暮らせるということを実現するためには、やはり地域医療をきちんと確立をしていくということが、私は第一の前提だというふうに思っていますので、あらためて質問をさせていただきます。

というのは、この前の小出郷新聞に気になる記事が載っていました。それは、魚沼市の議会に設置をされている特別委員会の皆さん方と、県の病院局、あるいは職員との間の懇談会の記事であります。懇談会でありますのでいろいろな話が出されたというふうに思っておりますけれども、その中で小出病院をそっくりそのまま魚沼市に譲渡してくださいということは、なかなか難しいというような記事がありました。

そのことを六日町病院に当てはめたときに、市長はたびたびの基幹病院等の中であのままはいただけないと。きちんと県から整備をして、そしてある程度充実をした後でなければ引き取ることはできないというような主旨の発言をしていたわけです。けれども、県の考えはそうではなくて、あれを譲渡するということ、無償で譲渡するということはなかなか難しいというようなことであった。そうすると市の思惑と、県の思惑というのがここに大きな開きがあるわけであります。

しかし、六日町病院と小出病院を統合して、基幹病院を建設するという県の姿勢が示された中で、あの六日町病院のところをではどういうふうにも地域医療としてきちんと確保していくかということは、やはり当市にとっては一番の問題であります。そうした中に、県の姿勢がそのように書かれていたと。

そこで、私は魚沼市の市議会議員の方、あるいは小出郷病院の記事の記者の方に電話をしまして、だいたいどうなのだと。ここに書いてあることはどうなのだというふうに聞かせていただきました。その中では、委員の方はそこまではっきりしたことを言ったかな、というふうに言われておりました。しかし、記者の方は、いや言ったと言っていました。それは、書き手、あるいは受け取り方によっていろいろあるかと思いますが、しかし、私の中では県の立場からすればそうだろうな、という部分がやはりあるわけです。

そうしたら、昨日の新潟日報に、新発田病院の今の現状ということで県議会の様子が書かれていました。その中で病床利用が90パーセントだとかということで、なかなか順調に進んでいるというような記事があった。その最後の方にいわゆる瀬波病院について、今までは県立でありましたけれども、それを厚生連に譲渡いたしました。その譲渡について、2億4,000万円で譲渡をしたというふうに書かれています。土地鑑定士を入れた中では3億円の価値があるけれども、公共的な部分に使うのであるから2割減額をして2億4,000万円で譲渡をしたということであります。

ということは、今ある六日町病院の建物、敷地あるいはそういうものも、やはりそういう心配があるのかなというふうには私は感じているわけであります。そうした中で、これから県といろいろな面で交渉をしていくわけでありますけれども、きちんと南魚沼市の、あるいは南魚沼郡の地域の医療はこういうふうにするのだと。こういうふうにしていくのだと。その中に基幹病院はこうだとか、あるいは地域医療はこうだいうふうなきちんとしたビジョンを持って、そして県と交渉していくというのが、私はやはり交渉という中では基本であろうと思っています。

今後、ワーキングチームの中で叩き台を作ってそして具体的になっていくというふうに思いますけれども、どういうふうな交渉をやっていくのか。私は先ほど言ったように、きちんとしたビジョンをもって望むべきというふうに思いますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

市長 笠原議員の質問にお答えいたします。

1 市長の政治姿勢を問う

市長の政治姿勢。この部分につきましては、それこそ私が、今までだってみんな私の生の声がほとんどですけれども、特に生の声をお届けしたいと思います。知事逮捕、あるいは辞職勧告決議案。また東京都でも知事の肉親にまつわる問題等が、それぞれ取り上げられているわけでありまして。一言で言えば本当に困った憂慮すべき事態ということでありまして。

新聞等にもそれぞれ書かれておりますけれども、地方分権ということをきちんと進めてきた中で、その旗振り役でありました岐阜県前知事が、ああいうそれこそ不祥事といえますか裏金問題でいろいろ。今、長崎県でもそういう問題がある。

そういうことの中で非常に、ある北信越の市長は、これは 確かに不祥事を起こしている知事や首長、このあいだ全国の例が挙がっておりますけれども、北海道からずっとみますと市長、町長、あるいは村長、これらがまた汚職がらみで逮捕されたりということが、十何件もあるわけでありまして。それが当たっているということではありません。これは 地方分権を嫌う中央の仕掛けだと言うくらい、被害者意識ももって発言していらっしゃる方もいらっしゃるわけです。

それは別にいたしまして、まさに、地方分権を進めていく私達の目の前に、こういう問題が起きたわけでありまして。これをいちばん速く信頼回復をしなければならないのは、市民の皆さん、県民の皆さん、そして国民でありますけれども、中央とのそれぞれの対じ中でも、地方には任せておけないというような論調が出ないようにこれから気をつけなければならぬわけでありまして。この逮捕については、あるいは辞職勧告決議案とかそういうことについては、本当にもう言葉がないといえますか、どういう表現をしたらよいかわかりませんけれども、月並みに言えば憂慮すべき事態だということでありまして。

そこで、この不祥事のもと、選挙。今それぞれ逮捕されたり、辞職勧告決議案を受けたりしている知事4名。これは全部確かもとが選挙であります。福島県知事につきましては、本人がどうこうということではちょっとわかりませんが、やはりもとは選挙。この皆さんについては、選挙がもとであったろうと思います。ただ、すべて選挙がもとでそういうことが起きるかということになりますと、それはやっぱり若干疑義がありまして、何といえますかちょっときざざざ言えば、やはり本人の自覚、これに尽きるわけでありまして。

私は自分のことについて触れますと、2回の町長選を経験いたしましたし、1回の市長選を経験いたしました。市長選は無投票でありましたので、ですが2回の町長選、ご承知だと思っておりますけれどもいわゆる草の根であります。当時の町内の有力といわれる建設業も含めて、すべて私を支援していただけなかったわけでありましてから、全く今心配されているような問題はひとつも出ないと。出るはずがないわけです。

やはり選挙のあり方自体に自分達が気をつけなければならぬだろうと。ただ、やはり選挙に出れば勝ちたいわけですから、勝つための手段というのはいろいろ皆さん方が考えて、それぞれが1票でも票を多く獲得したい。そういう行動はしなければならないわけでありまして。

ただただ理想だけ訴えて選挙で落ちていたということではこれはならないわけでありまして

けれども、やはり一定の限度・線があるだろうということだと思っております。今後ともそういう面はきちんと気をつけながらやっていかなければなりませんし、選挙に非常に大きな要因があるということは事実だと思っております。

3番目の綱紀肅正についての具体的な部分でありますけれども、文書等についてそれから訓示等について申し上げたことを、ちょっと列記いたします。これまでの綱紀肅正の自覚、取り組みがとにかく十分であったか。不祥事を引き起こす土壌がなかったか。そして職員は全体の奉仕者である、いわゆる市民全体の奉仕者である、このことを改めて強く自覚して住民本位の行政の推進に全力を尽くしてもらいたい。

管理監督の地位にあるもの、いわゆる管理職であります。この皆さんは部下職員に服務義務、公務員倫理にかかる訓示をきちんとして自覚を促して欲しい。公金の取り扱いおよび予算の執行については、関係例規に沿って適正に行うこと。休暇、休職、この休暇問題も奈良県でありました。勤務時間についてはその制度にのっとって適切に運用、管理していただきたい。

もうひとつ、年末年始を控えておりましたので、例の飲酒運転の問題でありますけれども、飲酒の機会が増えますのでこの飲酒運転だけは絶対許されない。処分内容も非常に厳しくしました。ご承知だと思いますが、飲酒運転をしたものはすべて懲戒免職であります。また、そのほう助についても相当厳しく、場合によっては懲戒免職というところまで踏み込んだ規則をきちんと定めたところであります。

そういうことを文書等で含め、そして訓示等で申し上げてきたところであります。なお、この点については、この後の私自らの襟を正すということの中でも職員にも申し上げた言葉がありますので、そこでまたご紹介申し上げます。

私がどう襟を正して政治への信頼を築こうか。職員にも私も含めて、自戒の意味も含めて常に申し上げていることは「戒石銘」であります。「爾俸爾禄・・・」これはもう長くは申し上げませんが、すべて私たちの生活の成るところは市民の皆さんのおかげであります。それを裏切るような行為は絶対してはならないし、それをやったとしても神はどこかで見ていて必ずばれると。そういうことをしてはなりませんという「戒石銘」、これが一番であります。そして、ささいなことでも大きく信用を傷つけることがあります。「築城3年落城1日」このことを常に自覚して欲しいということ。私も含めてです。職員にも申しあげております。

そして、私は自分でこういう気持ちをもって市長職を全うしなければならないという想いが1つありまして、傍聴者の皆さんもいてちょっときざで発表しづらいのですけれども。今まではあまりこういうことは申し上げてきませんでした。この際でありますので。マックス・ウェーバーの言葉を私はずっと戒めにしまして、机の上に置いてあるのですけれども、これを申し上げます。「政治責任者の名誉。これは自分の行為の責任を自分ひとりで負うところにある。この責任を回避したり他に転嫁したりすることは許されない。」すべて政治は結果責任であります。官僚といいますか職員と違ひまして、責任原則と、この部分に立たなければ政治は成り立たないということです。政治に携わる者はすべてこうあって欲しいということ

であります。

そういうことを常に自分で戒めの言葉としながら市政執行にあたっているところであります。今後とも疑惑等の持たれるような行為や言動、これは十分慎まなければなりませんし、もしそういうことがありましたら職員にも申し上げております。市長の悪いところ、おかしいところ、これはとにかく言うてくださいます。裸の王様にしないでください、ということとはよく言うてあるのですけれども。

先般も若い職員との懇談会を7回くらいだったですか、4～5人、あるいは多いときは9名くらいずつ1時間程度話をしているわけです。その中で若い職員にも、とにかく市長としてちょっとおかしい言動ではないかとか、そういう部分についてはとにかく遠慮なく言うてもらわなくては困る。そういうことも含めて、それは上司に対しても同じであります。課長、あるいは助役、収入役、教育長に対しても同じでありますけれども、そういうことでお互いが、悪い意味ではなくてきちんと監視し合い、助言し合えるようなことにならなければだめだということを常に申し上げております。そんなことをいつも思いながら執行に当たっておりますので、また議会の皆さん方からもそれぞれご指導いただければ大変ありがたいと思っております。

2 県との交渉は地域医療ビジョンが基本

基幹病院の問題であります。今、議員おっしゃっていただいたように、私どももいずれかの機会に自分たちの考え方をきちんと出さなければならぬということで、日にちは申し上げませんが、今月中に県に伺って私どものきちんとした考え方を伝えてこようと。

この中では当然でありますけれども、基幹病院のあり方。いつも議論になっておりますけれども、基幹病院そのものの果たすべき役割が3次に特化するのか、1次からやるのか、この問題。私は、ああいう形で大和病院のすぐ隣接ということになりますと、当然であります。1次医療から含めて、基幹病院の中で対応していただかなければならぬ。そういうことをまず申し上げてきたいと思えます。

そして、診療科目やそういうものについては今、ワーキングチームの方で医師会の皆さんとも相談しながら検討を重ねておりますが、六日町病院のことにつきましては前にも議会で申し上げておりますが、最終的に引き受け手がないという事態になれば、これは、市できちんとい引き受けますと。ただ、それは前提条件がありまして、大和病院も六日町病院も城内病院も3つも市で運営するということにはなり得ないということでもあります。ですので、大和病院の機能を基幹病院の中にすべて包含するとか、そういうことも含めてこれから交渉していく。

無償譲渡を求めるのは当然であります。ただ、県がそこを承知するかどうかは別であります。県の考え方の中で県立県営を止めていこうということでもありますから、その前提として、民間が受けるということになりますと別ですけれども、私どもがもし引き受けるという状態が出るようであれば、これは当然無償譲渡であります。あるいは大和病院敷地も基幹病院の一部として利用しなければならぬ場面が出ますと、それとの相殺という部分も含めて

です。お金を出して六日町病院を引き受けるということだけは絶対ないように、これから交渉していきたいという考え方で望みたいと思っております。

だいたい年度内に基本的なことはある程度構築されるわけではありますが、もう少し協議を加速させないと、年度内というのは非常に難しい状況が出るような気がしております。先ほど触れましたように、この年内中に県に伺って私どもの考えをきちんと申し上げて、それに沿って進展していただくように要望を申し上げてこようと。

基幹病院の検討委員会。議会の皆さん方から特別委員会を設置していただいて、運営していただいているわけでありまして。こちらの皆さん方からのご意見もきちんと伺いながら、それ以降に県の方に伺ってこようという考え方であります。

そんな思いで今は基幹病院のことについては、1日も速く建設されるように、まさに地域完結型の社会を築き上げるための一番の柱でありますので、そういう思いで頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

笠原喜一郎君 再質問をさせていただきます。

1 市長の政治姿勢を問う

まず最初に、この不祥事に対する取り組みということでお聞きをいたします。今年、それこそ3人の知事が逮捕されたこういう事件がありました。思い起こせばこれと同じようなことが1993年に起きています。いわゆるゼネコン汚職であります。これは、茨城県、宮城県の知事、あるいは仙台市長が逮捕された事件であります。

この事件と、今起きている事件の違いがはっきりしているところがある。それは、93年のゼネコン汚職というのは、贈収賄の逮捕だった。業者側から知事、あるいは市長とかという部分にお金が行ったということです。しかし、今の逮捕劇というのはそうではない。それは、最終的にはそこにいくかもしれませんけれども、とっかかりは入札妨害ということなのです。談合ということについての、官製談合ということについての逮捕なのです。ここが違うわけです。そして、この12月にあった臨時国会で、官製談合防止法というのが成立したというふうに書かれている。

そこで、どういうふうになったか。いわゆる談合に関与した公務員の刑事罰については今までなかったのです。それが今度は5年以下の懲役、または250万円以下の罰金というふうになっている。非常に厳しくなっている。しかも、新潟市の事件がありましたけれども、お金を貰って逮捕されたのではない。何かというと価格を漏らしたというそれだけで逮捕される時代になってきている。

そうであれば、本当に普段、今はもうお金で何とかする時代ではないことは十分承知をしている。だけれども、漏らしたというだけで逮捕されるというふうにもうなっているわけですから、それに職員が絶対あってはならないことなのです、そういうことで。

ですから、ここに書いてあるように市長が先ほど言いましたけれども、訓示をされた。綱紀肅正をして取り組んでくれという話だけでなく、そういうふうにならないように仕組みを私は作っていかねばならないと思っている。仕組みを作っていかねばならない。

今、いろいろな事業の中で事前に予定価格を公表しています。私はそういうことをもっと広げることによって、職員からそういう情報が漏れるということ、そしてそのことによってこういう不祥事が起きることを、私はやはりきちんとして作っていただきたいというふうに思っていますが、その辺をお聞きしたい。

それから、市長自らの政治姿勢ということでもありますけれども、確かに今逮捕された知事も、私はやはり、最初からそういう気持ちはなかったと思っています。地方自治に燃えて知事に立候補し、そして一生懸命やってきた。だけれども、長い間あるいはいろいろな間に、そういうしがらみの中で結果としてこういうふうになってきてしまったと。

自覚、それは非常に大事なことであります。しかし、それだけでなく自らの姿勢として私はやってもらいたいことがあるのです、市長に。それは、今、市の事業を請け負っている業者さんのところに井口一郎さんという後援会の看板が立っているわけであります。私はどの業者がどなたを応援しようとそれはいいです。しかし、今、問題になっているようないわゆる選挙と金と言われている中で、誤解を受けるようなそういうことは、やはり私は慎むべきだろうと。

そして、もう1つは、受託業者、市の事業を請け負う業者からの政治資金というそれは確かに合法なのです。政治資金という合法でありますけれども、そういう部分をきちんと、私はやりません、というような形があって欲しいというふうに思っていますが、その辺をお聞きいたします。

2 県との交渉は地域医療ビジョンが基本

それから、基幹病院また地域医療についてでありますけれども、私は市長と基本的に違う部分があるのです。それは、この基幹病院について、あるいは地域医療について、県の意向が示されなければ地域のビジョンが書けないのだというふうにずっと言ってきたわけです。しかし、私は、それは我々とすれば地域の医療をどういうふうにしたいのだと、その中に基幹病院はどうだとか、あるいはどうだ。そういうふうに私たちの方からきちんと発信をしていくべきだというふうに私は思っているわけです。目指すところは同じだと思いますけれども、手法が違うと思っています。

今、やっとワーキングチームで叩き台を作って、そして2月の全体会に向けて成案を作りたいということで動きましたけれども、しかし、10月17日に出てきた案というのは、もう7月の、県がフレームの中に示されたことと同じことができているわけです。県の基幹病院の規模、あるいはそのことによってこの六日町地域のベッド数だとか、あるいはそういうのは7月の時点でフレームとして示されていることです。それが、7、8、・・・12と、全く私は機能停止をしているというふうに思っている。

そのことが、遅れば遅れるほどどうなるかということなのです。今、自分の知り合いの中で塩沢の方が、小児科に肺炎で入院したということでもあります。塩沢でありますけれども、六日町もだめです。大和病院もだめです。今、小出に入院をしている。そういう医師不足という状況というのは、今もやはり続いているわけですから、この基幹病院を設置をすること

によって、やるという、その支援をするというこのことに、私は一刻も早くやりたい、実現をしたいというのが私の気持であります。

そして、一番最後に市長は、これから六日町病院をどうするかということで話がありましたけれども、民間に、という話がありました。確かにそれもひとつの選択肢であるかもわかりません。しかし、今この地域には、大和病院というきちんとした病院があるわけですから、そのことを第一に活かす道を考えるべきだろうと思います。そして、六日町病院の跡地については、きちんと大和病院のスタッフを利用して、活用して、そして皆さん方から頑張ってもらいたいのだというモチベーションを高めて、この建設までの間を乗り切るべきだというふうに私は思っています。

それから、やはり交渉の中で基幹病院の中に1次医療を、という話を市長はされましたけれども、私はなかなかこれは難しいかというふうに。確かに私もその方がいいかと思う。というのは、17年5月に高度化医療の基本方針というものを、市長もその中に入って県に提出をされておりますね、基本方針。これに基づいて県はフレームを作ってきたわけです。その中にどう書かれているか。基幹病院は外来診療に関しては紹介患者に対する専門的な診療、治療に機能を限定、というふうに書いているのです。市長自らがそのメンバーとしてこれをまとめて県に提出をしているわけです。

それをまた反故するように1次医療までということになると、では、いったい今までやってきたことはどうなのだというふうになってしまうのです。ですから私は、出すこと自体に慎重になっていただきたいし、また、年内中に県に行くという話をしていますけれども、ではいったいどういう案を持って行くかというのは、全く議会にも示されてないわけです。そういうことでなくて、やはりいろいろの中できちんともっと早くから、私はビジョンを作りながらやっていくべきだろうというふうに思っていますが、その辺を含めて答弁をお願いいたします。

市長 再質問にお答えいたします。

1 市長の政治姿勢を問う

最初の官製談合的な部分であります。ちょっとおっしゃっていただいたように、私どものところも価格の事前公表、これも今限定的でありますけれども取り組んでいる。そして、その効果を見極めながら徐々に広げていこうということでもあります。原則的には一般競走入札であります。

ただ、これは批判を受けるかもわかりませんが、全面一般競走入札という部分については避けております。というのは、これは市内の業者に限らずでありますけれども、県内業者と言えいいですか。大手ゼネコンがこういうところにも相当営業に来ているわけでありまして、当然ですけれどもすべての一般競走入札にしますと、もう大手のゼネコンだっていくらでも入ってくるわけです。

そこで、いわゆる安くたたかれて 安くしてもらおうということは我々にとってはいいこととありますけれども ところで地元の企業が非常に被害を被るという部分は、これはやは

りある程度避けなければならない。東京といいますか中央の方ではそういうことは全く実情を無視して、いわゆる地元企業の育成だなどとかこつけてやっていることが悪いことだと言っておりますが、私は絶対悪いことだとは思わない。要は官製談合なんていうことをなくすればそれでいいわけですから。そういうことで、一般競走入札とはいえますけれども、100パーセントの一般競走ではありませんがそういう形をとっている。

やはり、これからの傾向としますと、今までの経過を見ますと価格の事前公表についても、落札率につきましても相当効果を上げておりますので、やはりそれを徐々に広げていかなければならないと思っております。これが全部になれば今ほど触れていただいたように価格を漏らしたとか、そんなことは全く心配する必要がなくなるわけですので、そういうことだと思っております。

具体的にそういう部分について、談合がどうだとかこうだとかという訓示は特に職員にしておりませんが、当然、わかっていただけるものだろうという思いでありましたが、また、改めて年始やそういうときにはきちんと話をしていかなければならないと思っております。

それから、今の知事逮捕。長くやっていて、というのは福島県の知事は5期であります。やはり長くやると裸の王様になったり、側近が知事の意向とは別に、知事のそれこそ威光を振りかざしてやるという部分が出てくるわけでありまして。

和歌山や宮崎は全然長くないのです。1期の途中とか、そんなものです。だけれどもこれもやはり側近といいますか、和歌山の場合は脇についた人が非常に何といいますか活躍されたということでし、宮崎の場合は自ら出納長やそういうところに指示を出してやっていた。それぞれタイプは違うわけでありまして、長いことだけがおかしいという意味ではありませんけれども、長くやればやるほどそういう面での気の緩みや、あるいはそれを利用する人たちの暗躍といいますか、そういうことは出てくることだろうと思っております。

「花に十日の紅はなし、剣は十年久しからず」ということばがあります。まあ、そんなものだろうと思っております。10年ということを行っているわけではありません。長くやればやはり必ず腐敗が出る。長くやればですよ。そういうことだと思っておりますので、その点も私どもも気をつけながらやっていかなければならない。

政治資金。今、私たちは政党支部というのは私は自分で持っておりません。自分の資金管理団体はひとつも持っている。これは、法人は一切寄付をしてはならないし、受けてはならないということになっておりますので、そういう政治資金の寄付というのは全くございません。心ある方から個人的にご寄付をいただいている部分はありますけれども、そういうものは全くありません。

それから、看板の件ですが、六日町議会のときだったですか、青木前議員さんがそういうお話をさせていただいて、私になれば特別ですね・・・ただ、そういう疑惑を招くようなことは困るということで一度撤去していただいたのですが、また立っているようでしたらきちんと私が対処して、そこからは外させていただきます。一度確か全部撤去したと思ったので

すが、私は。まだ立っているようでしたら私がまたそれは指示をして。ただ、またどこかにかけますので、その期間中は若干の猶予がいるかもわかりません。

そんなところで、それこそ疑惑を招くようであれば当然ですけれども撤去はしますけれども。あまりナーバスになってそういうことは一切だめだと。これはやはり、いわゆる業界の皆さん方への信頼度というの、そういう面では落ちるといいますか。あまりナーバスになるつもりはありませんけれども、ご指摘をいただくようであれば、しかも市民の皆さん方がそういうことに疑惑の目を向けるようであれば、それはきちんと対応したいと思っております。

2 県との交渉は地域医療ビジョンが基本

基幹病院の件であります。今まで、私がずっと申し上げてきたことは、基本的な部分は1回あとで触れますけれども、県がとにかく基幹病院を作る。我々の要望もあって作るわけです。ですから、県の考え方をまずきちんと提示していただかなければ、我々がたとえば私達や十日町や魚沼市が、いろいろ自分たちだけの構想を持ち上げても、それは全く砂上の楼閣だということはずっと申し上げてきました。ですから、早く県が基本的な部分を示してもらわなければはだめです、ということは県に申し上げた。なかなか、県が踏み切りません。そこで、そうであれば私達から今度はきちんと提示しますと。そのかわりそれに則ってやってもらうぐらいの覚悟を持ってください、といことを言ってくわけであります。

今までは県待ちでした、確かに。-それは事情としておわかりいただけると思うのです。魚沼市と南魚沼市と十日町市と全部立場が違います。特に十日町市は、ああいう形で基幹病院とは一線を隔して自分たちの十日町病院を2.5次部分にまで持ち上げて中核医療施設としてやっていきたいと。基幹病院より早く作れなんて言っているわけですから。

そういうこともありまして、地域間の中の足並みも揃っていないという部分も確かにあったわけであります。ですので、これからやはり県が 中心になるのは県でありますから

きちんとした我々の要望に基づいた部分を出していただく。それこそタイムリミットでありますから、そういうことでもあります。

もうひとつ、1次医療をどうするかということ。基本的な構想といえますか提言の中にそれが入っております。それは流れの中で当然ですけれども、3次特化という部分が出てきていたわけです。それに基づいて出している。しかし、これは私が県の福祉保健部長とも会っている話していく中で、やはり建設位置がある程度確定をして、そして地域的な中を見ますと、ではここで1次医療、いわゆる外来診療を一切受け付けないということにはなかなかこれは難しい。

私もそう思うのです。あれが大和病院のところではなくて、例えば六日町の近くにできたかということになればこれは別ですけれども、今、あそこで大和病院の隣接、あるいは大和の敷地を利用してまでということまで踏み込もうかと思っているのですけれども、それができたとしますと、大和で1次をやってそして基幹病院に行って3次とか2次とかやる。そんな手間はしない方がいいですね。もう1次から全部基幹病院でやってもらう方がいいのです。

これは不可能ではない。当然紹介型もありますし、外来型もある。そういうことです。ですから、1次医療も含めてやっていただきたい。

そこで、その後が今度は六日町病院とつながるわけですが、大和の機能を1次なり2次なり残した上で六日町病院を引き取れなんてことは、それは絶対だめですと、それを私は言っているわけです。大和病院の機能をすべて基幹病院の中で包含していただいて、病院の機能ですよ、福祉保健部分は違いますけれども。そういう形がきちんと取れるのであれば、当然ですけれども私達が六日町病院を引き受けて、そして、大和の今の皆さん方も含めてここでやっていただく。ここで新しい地域医療をやっていただかなければならないわけです。

ただ、基幹病院そのものも六日町、大和、小出、十日町これらの病院のスタッフがある程度集まらなければ基幹病院そのものが成り立っていきません。100パーセント、今の大和の職員といえますか、従事している皆さんを六日町病院に引き上げるなんてことにはならないと思うのです。基幹病院に行きたい、極力基幹病院の方に行っていただくということを勧めるかもわかりません。これはまだわかりませんが、そういう形をとらないと、ゼロから基幹病院が看護師から医療スタッフからすべて、どこから全部集めてくるなんてことは不可能でありますから。今のスタッフをどの程度活用できるか。ここがまた、基幹病院を運営といえますか指導する相当の隘路になるわけであります。

そのことも含めて今のところ六日町病院を私どもが100パーセントすぐ受けますということは申し上げておりません。厚生連等、そういう民間の皆さん方がどうしてもやりたいという部分があったり、あるいは県、地域の皆さん方とそういう話で合意すれば、わざわざ私どもが無理して受けることもないということを申し上げてきたわけです。そういうことであります。

あとは、議会に示していないということであります。これは、特別委員会の中に議論もしないうちに議会になかなかやれません。それはおわかりでしょうね。ただ、考え方はいつも申し上げております。具体的なことは今ワーキングの中で詰めておりますから、それらも含めて特別委員会の中に、ある程度提示をしていくということでありますし、特別委員の皆さん方からまたご意見をいただく。

そこで、ワーキングの中で出てきた部分が、非常に議会の皆さん方からも理解を得られないという部分であれば、県に行くのは私は中止します。県に行ってある程度の県との形が取れる方向であれば、当然ですけれども議会の皆さん方に報告して、こういう方向で県ともある程度話がまとまる方向ですよ、ということはやります。いちいち県に行くたびのことを議会に報告ということは、申しわけございませんけれどもなかなかでき得ませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。基本的なことはすべて事前にご報告申し上げます。

笠原喜一郎君 1 市長の政治姿勢を問う

これからの対応ということで最初にお聞きをいたします。市長はちょっと誤解をしている部分がありますけれども。ここに制限付一般競走入札の割合があります。77パーセントぐらいということで17年度ですね。そのことを私は良いとか悪いと言っていることではない

のです。私は市長が言われたように、やはりこの事業というのは地元の育成とか、あるいはそういう部分も当然ありますので、私はこのことについては言ってないのです。

ただ、今のこの不祥事の原因というのは、お金を貰ったとかということではないのです。普段の中で価格が洩れたということによる入札妨害ということでも、もう逮捕になるというそういう今のしゃばなのです。だからそれに対応するために職員がそういうことにならないように、私は対応をしていただきたいということです。

それから、この前、県の財政課長ですか、勉強会がありました。そのときに話をされたのは、頑張るところにはそれなりの支援をしていきますという言い方をしました。ということは、裏を返せば不祥事を起こしたところには、もう国はまだそんなことをやっているのかというようなことで、なかなか私は、見捨てられる部分があると思うのです。そういうことを心配する中で、今の私は言っているわけでありますので、そのことはやはりやっていただきたいというふうに思っています。

それから、市長の取り組みについては、そういうことであれば私はそれでいいと思います。今、マックス・ウェーバーという話をされましたけれども、しかしまた一方で「季下に冠を正さず、瓜田に履を納れず」ということばもあるわけです。そういう疑いを持たれるような行為というのは、やはりあるないでなくて、慎重にあるべきだというふうに私は思っていますので、市長からそういう気持ちで取り組んでいただきたいと思っています。

2 県との交渉は地域医療ビジョンが基本

それから、基幹病院について、あるいは地域医療についてですけども、細かいことは言いませんが、今、中国で6カ国協議がなされています。北朝鮮が本当にいろいろな自分の言いたいことを交渉ですのでどんどんと出している。しかし、交渉ですので、私達はこうやりたいという部分をどんどん先に出さなければ、私はやはり交渉というのは有利に進まないというふうに思っています。そういう意味でここに書いてあるように、きちんとした地域ビジョンを作って、そして、私は県と交渉していただきたいというふうに思っています。以上です。

市長 1 市長の政治姿勢を問う

今、議員からおっしゃっていただいたことはそのとおりであります。特別、私が答弁というところまで踏み込まなくても結構だと思います。そういうことを気をつけながらやっていかなければなりませんし、職員が逮捕なんてことに絶対なりえない。してはなりませんし。また、地方が頑張るところに、という国の方針の中で、そこまでどうだかはわかりませんが、これもそれとは別にして、談合とかそういうことについての戒めといいますか、これはきちんとやっていかなければなりません。ほんの自分の不注意で漏らしてもこれはもうこれでありますから、その辺も含めてきちんと対応しています。

2 県との交渉は地域医療ビジョンが基本

病院についてはそのとおりであります。ただ、対立して交渉するというものではありませんので、和を求めながら、ということであります。十分皆さん方のご意見を伺いながら地域

医療をきちんと確立するために、また努力をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時10分といたします。
(午前12時02分)

議 長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。
(午前12時08分)

なお、大和病院事務長より、公務のため午後欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

一般質問を続行いたします。質問順位12番、議席番号20番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 一般質問を行います。

1 ゴミの分別、収集について

まず最初はごみについてであります。先日、市民クラブ4名は長岡市の環境衛生センターに政務調査に伺ってまいりました。今まさにこの政務調査費、この使い道で国民の皆さんから大きな疑問の目を向けられている自治体もあるわけでありまして。わが南魚沼市の議会、各会派でありますけれども、この貴重な政務調査費を有効に使わせていただいている、こういうところであります。ひとこと申し上げておきました。今回市民クラブは、貴重なこの調査費を有効に利用いたしまして、実の濃い調査を実施してまいったわけでありまして。これをふまえて若干質問したい、このように思っております。

ご承知のように長岡市では9市町村が合併をして、人口28万人余りの大きな市になりました。そして面積も広大であります。日本海まで続く市であります。しかし、未だごみの収集は統一をされていなかった。平成20年度には統一をする方向だというふうに伺ってまいったわけでありまして。焼却場やリサイクルセンター、ここのごみの搬入には基本的には個人搬入は受け入れていない。そしてビンやカンやペットボトルこれらは一緒の袋に入れて収集をしている。そして燃えるごみのことを燃やすごみ、そうでないごみを燃やさないごみと、こういうふうに表示をしているわけでありまして。南魚沼市とは違いがあるものの、各町内に美化推進委員、こういう方々を置いてごみステーションの管理や、あるいは町内の美化に努めている、取り組んでいる。こういうことであります。

どこの自治体でも同じようなことがいえるわけでありましてけれども、最終処分場の建設の立地、この難しさを考えると今ある処分場をいかに延命をしていくか。これが大きな課題だというふうに言っておりました。幸いわが南魚沼市においては、立派な榊山最終処分場があるわけでありまして。そしてまだその余力は十分にあるわけでありましてけれども、たいいていの市はこういう大きな課題がある、こういうことであります。いかに焼却物を減らしていくか。また埋め立て残渣を少なくしていくか。これが求められていることであります。

そこで、であります、今、南魚沼市では枝葉や草、こういうものはものによっては破砕機をかけながら焼却処分をしているところでありますけれども、これを堆肥化することがで

きないかということであります。長岡市の場合では、市が収集したものを民間業者に運んで、これを堆肥化あるいは腐葉土化をして、そしてその民間業者が販売をしている。こういうことであります。

今、野焼き禁止によって相当量のこういう枝葉あるいは草等が溶融炉に持ち込まれている。これを砕くことによって堆肥として有効利用できないか。私はできる方向が見えてくるのではないかというふうに考えているわけですが、いかがでしょうか。

次に高齢者の世帯の皆さんや、あるいは単身者、こういう方々が粗大ごみを市で収集してもらいたいと、こういう要望が根強くあるわけであります。トラックがなかったり、あるいは男手がなかったり、こういう世帯などでは困難を極めている。このように思っています。もちろん有料での話であります。市内には業者もあるそうではありますが、私はやり方によっては可能ではないかというふうに思っておりますので、これらもお聞きをしたいと思っております。

そして何よりでありますけれども、この長岡市のリサイクルセンターの分別作業に知的障害者の大勢の皆さんがこの作業を行っているところを見せていただきました。これは先ほど申し上げましたように、ビンやカンやペットボトルを一緒に袋に入れて収集をすると。これに起因をしているわけではありますが、彼らとその職場で生き生きと働いている。この姿に感動してきたわけであります。

収集方法は三物一緒という、いわば前近代的な方法でありました。リサイクルセンターの機械も色彩選別には対応していない。こういうことでありますけれども、何といたっても30名くらいの皆さんが1日3～4時間働き、一切それで対応している。そして月に5万円程度の収入があるということだそうであります。障害者年金を合わせると月に13～14万円。本人も家族も大喜びをしている。こういうことだそうであります。

南魚沼市内にあるそういう方々の通所、作業所とは大きな金銭的な違いがあったわけあります。何よりも生き生きと作業をしている。こういうことはなによりのことでありまして、福祉政策の一環としても大きな役割を果たしているなというふうに感じたわけあります。参考になる点があったら、それらのこともよろしくお聞きをしたいと、このように思います。

先ほど申し上げましたけれども、美化推進委員の皆さん。これは補助があるそうではありますが、ごみステーションの管理、あるいは町内美化、これらを通じまして地域のコミュニティの活動に役立っていると、こういうことであります。こういう制度も中には取り入れる方法もよいのではないかというふうに思っているところであります。

2 憲法改正論議、市長はどう見る

次に憲法改正論であります。市長はどう見るかということであります。市長、あなたもご存知のとおり、私は社会民主党に席を置くものであります。そして過去3回の選挙は党の推薦により選挙の洗礼を受けてこの場に立たせていただいているところであります。社民党はその前身の社会党時代より護憲の旗を大きく掲げ、平和憲法の理念を党是として根本をここにおいて活動してきた歴史のある党であります。

わが党が平和と民主主義に果たした役割は、これは極めて大きいというふうに私は確信するわけでありまして、そのような観点から活動をしてまいりました。一方市長は、長い政治経歴の中で、私とは違う政党を支持してきたものでありまして、自由民主党の党员として誇りと信念と自信をもって精力的に政治活動をしてきたものだというふうに思います。このような中に、おのずと憲法に対する考えも違って来る、違っていただろうというふうに思っています。

今、国会の内外で大きな論議をよんでいますこの憲法改正問題について、私の考えを申し上げ、市長の考えも聞かせていただければと思っております。申し添えておきますけれども、私はどちらの考えが正しい、あれがいい、これがいいとは申しません。これはお互い国民の一人として考えを申してみたいと、こういうことであります。よろしく願いをいたします。

憲法改正の国民投票法案。これは今国会、これが提出を見送りました。継続審議となったわけでありまして。また近いうちに出てくると思うわけでありまして。この論議は国会に任せればよい、こういうことではなくやはり地方議会も、私たち国民もきちんと論議をし合わなければならない。このように思ひまして、あえて一般質問に取り上げさせていただきました。

さて、昭和21年11月3日に交付され、翌5月3日に施行されたこの日本国憲法。11章103条からなっていますが、これをどれだけ多くの皆さんが理解をしているかわかりません。解釈も様々でありますし、研究者も数多くいるわけでありまして。そして裁判所の判例も様々であります。私も難しいことはわかりません。わかりませんが、今この一連の改憲の動きの中で一番心配するのが、今まで憲法で培ってきたその国家のそのものの質が根底から変えられようとしている、このように思えてなりません。

改憲を主張する人々。この人々は、この憲法は押し付けであるからと。あるいは国際社会や経済情勢の変化、これによって時代にそぐわなくなった。このように言っている方も大勢いるわけでありまして。しからば、一体この国の最高法規である憲法とは何でしょうか。国民がもっている権利、例えば信教の自由、集会、結社、出版、表現、職業の選択、行政の平等、こういった権利、これを侵すことは国家に対してしてはならないと。国家に対してこういうことを侵してはならない。こういうことを言っているのであります。

皆さんはどういうふうに認識しているのでありましょか。憲法は私たち国民が最低限度守らなければならない、こういったルールだと。こう思っている人が意外と多い。しかしこれはあまり正しくないと、憲法を守る会の東京大学の小森陽一さんは言っているわけでありまして。日本は民主主義国家であります。そして主権は在民であります。主権在民であります。

国家というものはときとして戦争に走ったり、あるいは暴走することがある。かつての専制君主国だったならば政治を取り仕切る国王だけが偉くて、国民にああしろ、こうしろ、こうしなさい、これを一方的にするのが政治であったわけでありまして。しかし今は主権在民でありますから、私たち国民がいわば権力を持っている側に対して、こうしてはいけない、この範囲内で政治を行いなさい。こうして国家権力に対してこの権力を制限する、歯止めをし

ている。これが憲法。つまり国の主人公である私たちが、国や権力をもっているそういう人々たちに対しての命令、縛り、これが憲法だと、こういうふうに言っているわけであります。私も全く同感であります。

しからは、この憲法は誰が守らなければならないか。これはその憲法99条にこう書いてあります。天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務がある。このように書いてありまして、国民に対して守れとは書いていないわけです。国民の権利を保障し、権力者に勝手なことをさせない。これを守らせるというこれが近代憲法の大原則であると、ここにあるのだと思います。

そこではこの改憲論議の中で、憲法を改正しようとする人たちの中で、憲法を国民に守らせるそういうルールに変えようと、こういう考えが色濃く出ている。つまり今回の改憲論、単に条文だけを変えるのではなくて、近代国家のもっとも基本というべき約束事、この本質を変えてしまう。こういう側面を持っているのではないのでしょうか。私は特にこの憲法の前文あるいは9条、12条、これらが大きく危惧をされていると、このように思っています。

さて、その憲法9条であります。60数年前の戦争によって多くの犠牲をはらって、その反省の下に現平和憲法が生まれたと私は理解をしております。そして全世界に向けて、陸、海、空軍を持たず不戦の誓いをいたしました。いわゆる平和主義であります。改憲を主張するそういう人々たちの中で、最大のターゲットはこの憲法9条にあると思います。

昨年11月22日、自民党が新憲法草案を発表いたしました。これを見ますと、9条の第1項は残してありますけれども、第2項の戦力の保持と交戦権は認めないという言葉がすっかり抜けているところであります。そしてこのようになっております。その自民党草案によると、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する。」自衛軍を保持する。そして2項の2、3では、その任務や組織やあるいは海外派兵、これらなどの重要なことからの決定は全て法律で定めると、こういうふうにしているわけであります。これはこういった重要な事柄を全てときの政府に委ねる。いわば白紙委任状と言われるのではないのでしょうか。

軍隊の武力行使、この有無などのもっとも重要な事柄は、憲法できちんと枠をはめておく必要があると、私はこのように思います。しかし、それがしていないわけであります。またこういう1項があります。国際的に協調していくという表現があるわけでありまして、これは国連の合意がなくてもある1国、あるいはある特定の国と協調しても海外活動ができる。こういうことであります。集団的自衛権の行使につながるものだというふうに思います。

つまりこの自民党の憲法草案は、日本が紛争を武力で解決することができる国。これをするための改憲だ、このように思えてなりません。現憲法第9条2項の国の交戦権はこれを認めない。はっきり謳ってあるわけでありまして、この大事な言葉がごっそり抜けているわけであります。それがその証拠ではないかというふうに思います。

それではお前、そんな理想主義みたいなことばかり言っていて周りを見ても。北朝鮮のミサイル問題があるではないか。あるいは核開発があるではないか。そして方々でテロや内

戦が起きているのではないか。こういうことを言われるかも知れません。そして我が国が攻撃されたらどうするのだ。こういう意見もあろうかと思えます。本来は軍縮を進めて、この世の中から軍がなくなればそれに越したことはありません。しかしそれは非現実的であります。現実的ではありません。そして無理であります。

私は自衛隊の無用論者ではありません。現実には自衛隊が存在をしているわけでありまして、大きな組織としてもっているわけでありまして。そして国を自衛するものであります。災害派遣やあるいは海外での非軍事部分での活動、これらに改組していけばよいと思っています。そして何より専守防衛であります。これに徹すれば良いのでありまして、武力をもって国外には出ない、こういうことであります。軍隊になってはならない。私はこのように思っているところであります。

それでは、この紛争の解決をどのようにしていったらよいか。このようなことが重要かと思うのですけれども、我が党の辻本清美さんがこのように言っています。ノルウェーの調停プログラムを日本で採用してはどうか。こういうことだそうであります。対立する両陣営にいきなり政府が出ていくのではなくて、最初は学者や医者、あるいは人道支援のNGO、こういった民間人の皆さんが現地に赴き、そして一緒になって働いて信頼関係を築いていく。そしてようやく政府が和平のテーブルを用意する。こういうやり方だそうであります。

日本は世界中に武力で一切の紛争を解決をしない。このように宣言しているわけでありまして、どこかに紛争があったときには、「ちょっと待て」とこう言って割って入る役割を担いやすい、このように言っているわけでありまして。暴力は暴力で、武力は武力で防ぐことはできません。それは今のイラクの状況を見ればわかると思えます。暴力の連鎖は止まっていないわけでありまして。この現実を目の当たりにして、私は憲法9条を変えない選択をした方が、世界に信頼をされる日本になるというふうにも今、確信をしているわけでありまして。市長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせをいただきたいと思えます。

市長 牛木議員の質問にお答えいたします。

1 ゴミの分別、収集について

最初にごみの分別収集についてであります。長岡の焼却場といいますが、ごみの処理場をご視察いただいたそうであります。大変ご苦労さまでした。まずこの枝、葉、これらを焼却せずに堆肥化というご質問であります。今、議員からお話ありましたように、廃材、あるいは枝類の一部は破碎して処理しているわけでありまして。収集あるいは持ち込まれた廃材、枝類につきましては、現在これをちょっと民間に委託しまして、チップ化にしてそして発電燃料や防草用のマルチング材。今、国交省あたりがだいぶ使っていますかね。そういうことで再利用してはどうかということを検討始めたところであります。

堆肥化につきましては、今、市内大和地域にこういうことまで目的にした部分ではありませんけれども、学校給食分とかそれからいわゆる家畜のし尿関係を処理して、堆肥化するという堆肥センターができていくわけでありまして。これらとの整合性もちょっと絡みますが、生ごみは全ていつも、いわゆる燃やして焼却するという方向からは徐々に脱却していかなければ

ばならない。そのひとつの過程の中で今、下水道課の方で調査しておりますけれどもディスプレイポーター。これは全部砕いて液状にして下水道に流すということですが、そういう方向の検討やいろいろ進めているところであります。堆肥化ということにつきましても、ごみの分別収集も含めて検討していく課題だろうというふうに考えておりますが、堆肥化する施設に相当問題が出てくるのかなという感じはしております。検討はこれからしていこうという状況であります。

粗大ごみの個別収集でありますけれども、現在は不燃の粗大ごみについては運搬料をいただきながら個別収集しております。今後、可燃の粗大ごみについても議員ご指摘のようにいわゆる高齢者世帯、あるいは車が使えないとかいろいろな皆さんがいらっしゃいますので、当然料金をいただきますけれども個別収集を行っていこうという方向でこれも検討を始めたところであります。

ただし、個別収集は品目や処理料金の徴収などにどうしても人手が必要になるということですので、可燃・粗大ごみの中でも限定した中で個別収集に入るということになると、可燃・粗大ごみすべてということにはどうもいかないかという状況であります。これは後の検討結果であります。

不燃・粗大ごみの収集状況につきましては、リサイクル法ですかこれが成立いたしましたして、平成17年度で件数は19件で1,190キロ。18年度は11月までで件数は17件ですが、これも770キロくらい。これは法律制定から相当確が減っているわけでありまして、テレビとか冷蔵庫とか、そういう部分についてはほとんど製造者負担といいますが、そういう形になっています。

不燃・粗大ごみの主な品目は、自転車とかあるいはファンヒーターとかベッド。こういう指定袋に入らないというものです。これが主であります。こういうことも念頭におきながら、可燃・粗大ごみの個別収集、これについても検討に入りたいと思っております。

施設の分別作業の一部を知的障害者に委託できないかということでありました。これは私どもの施設は平成12年10月に稼動して、建設時に障害者の雇用を考え・・・失礼。長岡の方は障害者の雇用を考えながら建設したということです。私どものところは先ほどちょっと議員触れていただきましたけれども、色彩選別機等も導入しております。自動選別機ですね。ですので、非常に車両の出入りも多いとかそういうものもありまして、この施設で障害者の皆さんの雇用という部分は、非常に危険も伴って難しいと思っております。

障害者の雇用につきましては、先般ちょっと触れましたが、今、上町保育所にブロック化をしたものを敷設しました。こういう部分も含めてやはり自立支援法が施行になってからの、特に障害者の皆さん方の収入面での心配がありますので、別の方向で障害者の皆さん方の収入面も含め、あるいは就業機会も含めた施策を展開していかなければならないと思っております。

長岡は知的障害者父母の会と市が出資して(株)エスエイエヌということでしょうか、これを立ち上げて、そしてその会社が知的障害者を雇用してやっているという。現在37名のうち

の中で知的障害者の皆さん27名を雇用されているそうであります。大変こういふことでは素晴らしいことだろうと思っております。

2 憲法改正論議、市長はどう見る

さて、2番目のこの憲法改正論議。非常に高尚な問題でありまして、ここで私どもが議論をしてそれで足るということではありませんけれども、ご質問でございますので私の考え方を申し上げたいと思います。

議員からおっしゃっていただいたように、私は政治の「せ」の字に目覚めてから全て自民党支持であります。なぜ自民党だったかという単純でありまして、田中角栄先生が自民党だったと、その程度であります。当時はですね。そこからずっと自民党ということになります。一時、選挙絡みもあって、自民党の六日町支部の皆さんが私を推薦しないということになりましたので、その時は離党しました。また復党しました。今の復党劇ではありません。別に復党させてくれなどとやったわけでは。黨員であってもなくても別にそういう支障はありませんけれども、支持する政党の黨員くらいにはなっている方がいいのだろうという思いであります。今はまた自民黨員であります。

この憲法論議。今、新聞紙上で麻生外務大臣、あるいは自民党の中川政調会長ですか。この皆さん方が憲法改正 改正とは言っていないけれども 憲法について議論していいのではないかと。憲法についてはお互い議論すべきではないかという発言をして、また批判を浴びているわけであります。お互い憲法について考えようという、賛否両論ですから、考えようということまでも批判をされたり、抹殺をされたりするという風潮は私は非常によくないと。

憲法が、不磨の大典や触れてはならないものだということではないわけであります。世界のどの国を見ましても、創設以来、一度も憲法を変えていないという国は確か見当たらない。その時の社会情勢、あるいは時代の変化、こういうことの中でやはりその時々々の価値観やそういう部分が変わってくるということがありますのでその基本、基本ですね。主権在民だとかそういうことまでを議論して国家の言いなりになるようにしようとか、そんなことを考えるわけではありませんけれども、やはり時代のすう勢の中で変えていかなければならないという部分もあるやも知れないということであります。ですから、まず議論をすべしだと。

そしてご承知でしょうけれども、改正につきましては国会で3分の2以上、相当の独裁的国家にならなければ、国民が相当反対ある中でも押し切るなどという状況にはならないわけありますので、大いに議論をしていただく。しかしながら平和主義やあるいは主権在民だとか、そういう基本的な部分を壊してまでやる必要ではないという考え方あります。

牛木議員みたいになかなか第何条がどうだなどというところまではごく勉強してきていませんので、条文別の解釈はちょっと避けさせていただきますけれども、そういうことだと思っております議論をまずすべし。そしてこういう地方自治体の中で議論することもいいこととありますが、やはり国民の皆さん方がそれぞれやはりこのことについて考えていただく。政治家ばかりでなくてですね。そういうやはり雰囲気といいますか、そういう部分の醸成が

必要だろうと。

国民投票条例もそういうことを狙った中で確か制定しようということでもありますから。選挙のときなどはやはり皆さん方は、それぞれ考えて自分の権利を行使していくわけでありますから、国民投票条例も何かやはりある程度の課題があれば、皆さん方は非常に興味をもって投票に入るといことでしょうか。今はまた選挙も投票率が30何パーセントなどという、悪いところは10何パーセントなどというところもありますけれども。そういう事例もありますが、一般的にやはり国民の皆さん方がまさに主権在民でありますから、もっとも議論を深めて、改正すべしは改正すればいいでしょうし、改正してはならないところは改正しない方がいいということだと思っております。

どの部分が改正に値するか、どの部分が値しないかということについては、私は今ここで申し上げる立場ではございませんので、控えさせていただきますが、大いに議論をして、そして改正すべき部分があれば改正していくと。先ほど触れました、決して触れてはならない、未来永劫のままいくということではないという考え方があります。

9条の改正についてもまたやはり然りであります。これを改正して、自分から戦争をしかけるとか、他国を侵略するとかなんていうことになってはならないわけであります。その前に自衛隊の問題であります。自衛隊が今でもそうであります。シビリアン・コントロール。これは文民統制でありまして、軍隊といいますか、隊の幹部がいわゆるいろいろなことを決定できない仕組みになっているわけありますので、これはきちんとやはり守っていくべき。あるいは例えば9条が変わったとしてもですね。

今、防衛庁が防衛省に昇格。これはもう確か議決されたのでしょうかね、そういう形だということです。自衛隊の皆さん方が今やはりどういう気持ちでいらっしゃるか。

私は先般、自衛隊の新潟地方連絡部の50周年記念に行っていました。そこで、イラクのサマワにいわゆる指揮官として撤収作業にあたってこられた方の映像と講演をお伺いしました。具体的にああいうものを見たのは初めてでありまして、イラクでは非常に自衛隊のいわゆる協力が感謝をされている。サマワ地域でしょうか。学校も建て、病院も改築をし、そして水も、井戸も掘ったりいわゆる水道施設を全部建設をした。そういう活動をしていらっしゃるわけあります。

全く交戦をしているという これはできないわけでありましたけれども そういう事実ではありませんで、そして感謝をされないのに行っているとかという報道もありますが、全く事実はそうではありませんで、本当に素晴らしい活動だと感銘を受けたところであります。こういう活動はいつもやっていただきたい。

ただ、やはりいつも命の危険にさらされているわけあります。そこで自分たちではあそこで武器の使用もほとんどできない。自衛的な部分はできるのかもわかりません。イタリアやイギリスの軍隊にそういう部分は守られながら活動しているということです。いかにそういう面ではある意味で不便でありますね。別に交戦をしるということではなくて、自分たちを守る、いわゆる攻撃をされた際に自分たちで守れるという最低限度の部分は。銃の一丁くら

いは持っているのかもわかりませんが、いわゆる戦争といいますがそういう紛争に使用できるような砲火類というのは全く持って行っていないわけでありまして。すべて他国の軍隊に守られて、そして平和活動をきちんとやっているということでありまして。ここに今確か、自衛隊のあり方の議論、ひいては憲法9条という部分が結びついているのかもわかりません。

そこで憲法9条も様々に解釈をされているわけでありまして、戦力の保持だとか、いわゆる交戦権の定義、戦力の定義、こういうことがなかなか一様ではありません。これはご存知だと思っておりますが、そういうことの中でもう少し国民にも我々にもきちんと分かるように定義づけはやはりしていただきたい。そこで自衛ですから、自衛隊という部分については、これは全く否定はしませんし、牛木議員もおっしゃっていたように、牛木さんもこのことについて否定をしているわけではありません。旧社会党も村山政権時代にはこの自衛隊を容認したということでありまして、間違いなくこの自衛隊の存在そのもの、これはもう否定するものではない。

ただ、これを軍隊として認めるかどうかということでありまして、やはり自衛権、自分の国を守るための軍隊ということについては、私は必要だろうと。ただそれが自分たちから他国に対して侵略をしたり、戦争をしかけたりするような軍隊になってもらっては困るわけでありまして、その歯止めは当然ですけれども必要だろうと思っております。

いずれにしても、今この9条解釈が非常に千差万別でありますから、このことの一本化といいますが、すっきりした形というのはやはり示していただきたい。そういう中で、この議論が出ることはやはりいいことだと思っております。変えてはならないという皆さんと変えてはならないというところではやはり変えてはならない部分であります。9条を今、全然変えないとすればではこの解釈をどう定義づけるか。一本化しないと分からないわけですから、そこも含めて大いに議論していただくべきだろうと思っております。

平和国家であることのありがたさやそういうことは身にしみておりますので、こういうことが改正になったがゆえに平和国家でなくなった、などということだけにはならないようにという思いであります。以上であります。

牛木芳雄君 1 ゴミの分別、収集について

まず、ごみのことです。いろいろ検討されているということで、そういう方向にいったらいいというふうに思っています。知識障害者の皆さんが働いているというその部分であります。今、わが市のリサイクルセンター、あるいは溶融炉ではなかなか難しいなというふうに私も思っています。ただ、私が思っているのは、市のいろいろの仕事の中でそういう皆さんが働ける場をきちんと確保できれば、福祉と絡めていいことだがなという、そういう提案でありました。

実際問題そういう通所作業所に行っている皆さんは、月のいわば手当てといいますが、給料でもないから手当てみたいなものは、何千円にもならないわけですから、1,000円、2,000円くらいのことですから、とてもとても、それで先ほど市長が言いました自立などというのには程遠いというふうに思っていますので、そういうことだと思っております。

それから先ほど質問にはちょっと言葉を出さなかったのですが、今、発泡スチロールは、分別しての収集はしていないわけですね。一緒に燃やしていると思うのですが、これはいつ頃までそういう予定でいるのか。伺ったら、発泡スチロールを処理して固める機械は今もう使えなくなったから、というふうな回答があったように私は思っているのですが、その辺はどうなっているかお聞かせをいただきたいと思います。

2 憲法改正論議、市長はどう見る

それから2番目の憲法の話であります。考えようとする、議論をしようとするのをしてはならないということではないということです。今、私はこういう考えだから変えてはだめですよ、というふうなことを申し上げましたけれども、市長はあまり具体的に踏み込んで答弁がなかったように、私は聞いていて思ったのです。先ほど申し上げましたけれども、やはり暴力を暴力で押さえ込む、軍で軍を押さえ込むということはなかなかやはり難しい。このように思っているのです。

あの忌まわしいアメリカの同時多発テロがありました。今、アメリカの皆さんは第2のこういうテロを恐れている。非常に恐れているというふうに言っているのです。またああいうものがあっては、というふうに身震いをする思いだそうであります。

今、世界で最高の軍事力を誇っているアメリカであります。いろいろの統計がありますがけれども世界の軍事費が1兆1,000億ドルに達したというふうに報道されておりました。その中で、アメリカが当然1位でありますし、2位がロシア、日本、フランス、イギリス、中国とかこうずっと続いているわけですが、アメリカ1国の軍事費と2番目から33位までの国の軍事費を足したのと同じ規模だ。こういうことだそうです。

あの時のテロも、あれだけ広大な大きな軍事力を持っているアメリカでさえ防ぐことができなかった。しかもあのペンタゴンまでが、旅客機が突っ込んだということでありまして、軍事では収まらない。それを歯止めをかけているのが、私は憲法9条であろうというふうに思っているのです。

だから私は今の憲法9条で、十分に今後もこれで満足し得るというふうに思っていますけれども、もう一度その辺を市長の個人の考えをお聞きしたいということで、最初お断りしたうえで発言をさせていただきました。もう一度お願いをしたいと思います。

市長 1 ゴミの分別、収集について

再質問にご答弁申し上げます。ごみの分別関係の方でのお話の中での、障害者の雇用関係であります。先ほど触れましたようにこういう施設では今は無理ではありますけれども、上町保育所でやりましたあの部分は、大体、公共事業費の2パーセントから5パーセントをこういう障害者の仕事に回すべきだという、NPO法人の皆さん方もおっしゃっているそういう運動が今、あるわけであります。そのパーセントに限定はいたしませんけれども、やはり市の発注する仕事の中で、障害者の皆さんが携わっていただくような仕事はやはりある程度見つけだしていきたいという思いはあります。

ただ、市のそれぞれの施設の中で今、雇用できる場所があるかと言いますと、ちょっと具

体的にはわかりません。それぞれ精査はしてみますけれどもちょっとわかりませんが、障害者の皆さん方が自らそういうふうにして仕事ができるという形は、何とか作っていきたい。今、エコ平板につきましては、前に申しあげましたように旭原の工場の敷地内に、この素を作るプラントみたいなものが必要なわけでありまして、その建設が可能かどうかを検討していただいている最中でありまして。

そこで可能であれば、そういうエコ平板的なものを歩道だとか、あるいは壁面だとかいろいろ利用できるわけでありまして、これから施設もある程度整備していかなければならない部分もありまして、そういうところに利用ができればいいなという思いであります。そんなことで障害者の皆さんの雇用といたしますか、職の斡旋やそういう部分については本当にきちんと考えていかないと大変な窮状に陥るという意識はありますので、一生懸命になって考えていきたいと思っております。

2 憲法改正論議、市長はどう見る

憲法問題であります。憲法全体につきましては触れましたように、私はその時代時代に合わせて変わっていったって当然という考え方でありまして。ただ基本的に変わらざる部分、不変な部分もあるかと思っておりますけれども、変わっていったって当然だというそういう考え方です。

今、この9条についての解釈が非常にまちまちですから、まずきちんとした定義をお互いが共有しなければならないということです。だけれども今の情勢の中でなかなか共有はできないわけでしょうから、私は自衛隊が軍隊となることについて異論ははさむものではありません。しかしながら触れていますように、日本が自ら戦争を仕掛けたり、戦争に参画をしたりということではない。やはり海外に出る場合は当然でありますけれども、国際貢献であります。集団的自衛権の認める範囲の中でやはりやっていくという部分に限らなければ、海外に行って何してもいいやなどということにはならないわけでしょうけれども、そういうことになってはならない。そういう歯止めは非常に必要だと思っております。

それから一番はやはりシビリアンコントロールでありまして、軍隊を統率する皆さんが、いわゆる指揮命令はそれはやらなければならないわけですが、それ以前の権限を握ってはならないという、そこは大事なことだと思っております。ですので、9条についても解釈の統一をしてもらいたいことがまず一番です、先は。しかし、それで日本が国際的な社会の中で非常に孤立したり、そういうことの恐れがあったり。今はちょっとイラクの問題については賛否両論であります、行って活動していたというその事実は素晴らしいものですから。アメリカに言われて行ったとか、そういうまた問題もありますので、これはこちらへおきますけれども。いろいろなことは抜きましても、改正をした方がいいとか悪いとかという意味は申し上げませんけれども、改正があっても然るべきと。ただ、基本的に守るべきところはきちんと守っていただかなければならないという、そういう思いであります。

牛木芳雄君 1 ゴミの分別、収集について

もう1つの発泡スチロール、それは後でお願いします。

2 憲法改正論議、市長はどう見る

今、市長は集団的自衛権のことに触れました。日本自ら出て行って武力を行使することは、というふうな話の中で集団的自衛権ということに触れましたけれども、私はこの集団的自衛権というのはだめだというふうに、そういうことが基本であります。というのは、集団的自衛権というのはどういうことであるかと言えば、例えばアメリカがむこうでもって、俺の自分がいじめられているから、「おい日本、お前も一緒に顔かせ」と言って呼んだら、「はい、はい」と言ってついて行って、その呼んだ兵士と一緒に戦うというのが集団的自衛権ですよね。これはだめなのです。私はこの集団的自衛権につながる、そういう恐れがあるからだめだというふうに言っているのです。それは私の考えと市長の考えが違って当たり前ですけれども。それでいいのですが、私はこの集団的自衛権の行使につながる。こういうことにつながるのはいまよくない。こういう観点から申し上げたわけでありませう。

市長 1 ゴミの分別、収集について

発泡スチロールは失礼いたしました。それは後ほど課長がお答えいたします。

2 憲法改正論議、市長はどう見る

集団的自衛権は牛木議員のおっしゃるのは非常に狭義的すぎて、そういうことというのは普通は私はあり得ないと解釈しています。やはり国際紛争ですから、国連なり、あるいは他の国なりと一緒に参画していく中できちんとやっていく。アメリカと日本だけが、アメリカに言われたからはいはいと出かけて、それが集団的自衛権だなどという解釈は、それはする人もいるかも知れませんが、集団と言えは集団ですが、人間は2人なんて集団とはいいませんね、大体、2人は。それでも3人から4人くらいにならないと集団などとはあまり言わない。そういうところから考えれば、あまり牛木議員のおっしゃっているような心配は私はないだろう。またそういう歯止めといいますか、それは必要だと思います。

環境課長 1 ゴミの分別、収集について

廃プラの件でございます。トレー、それから発泡スチロールにつきましては、平成15年まで収集して処理しておりました。これにつきましては、溶融炉の運転開始に伴いまして汚泥等の低カロリーのものが入ってくるということで、高カロリーのものを入れるということで、停止したというふうに聞いております。

それで、この発泡スチロール等につきましては、入れるとメーカーの方ではやはり炉が傷むというふうな話もありまして、私どもも今、検討しているところでありますが、今の施設を直して使うということになりますと、平成7年からやっておりますので年数も相当期間が経っており、直してもその後の保障がないということもあります。

また新しいものを設置するには相当の費用がかかる。それから人間的な問題がありますのでそれらを構築するなか、また財政的な面を含めて今後検討していきたいというふうに思っています。できれば平成20年頃を目標にして、収集、分別、処理をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

議長 質問順位13番、議席番号18番・岩野松君。

岩野松君 質問通告にしたがっていたします。

1 教育について

最初は教育についてですが、実はこれを書くときには教育基本法はまだ審議中でありました。それで早急に改正すべきでないというふうに言いましたけれども、政府自民党、公明党は改悪教育基本法を強行裁決してしまいました。それで改正されたことによって現場でまた子供たちにどういう影響が起こるのか、というのを含めながら質問したいと思いますが、よろしくをお願いします。

衆議院での単独裁決や参議院での審議打ち切りなど、一方的に押し切り、徹底審議を求める国民の声をも無視して、しかもやらせて世論を誘導し、政府はそれも認めていながら一方的に強行した。これは全く私は許せないことだと思っております。改正される基本法は内心の自由を踏みにじり、愛国心などを強制することや、国や権力によって教育内容への介入に道を開き、教育の自由と自主性を侵害することなど、憲法にも背反する重大問題だと思っております。特に10条の教育行政が歪められ、振興基本計画を加え、国や行政が教育内容にまで介入できる仕組みをつくりました。

教育とは　そもそも教育とは、というのを私が言うのはおこがましいですけども、私なりに考えますと、一人一人の価値を尊び、そして教育の機会均等を実現していく努力が、今ある数々のいろいろな現場の困難を乗り越える力になるだろうし、そして子供たちに毎日接している父母、親の生活が安定して、そして先生、教師自身、人格の完成を目指すことを念頭に、ここからが大事ですが、主体的におおらかに子供に対応していくことだと思っております。しかしこの改正された改悪教育基本法は、ますます矛盾が深まると思いますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

2つ目は不登校をどう考えるか。いじめとの問題であります。総文での調査依頼をしていただきありがとうございました。不登校の生徒は調査結果によりますと、30日以上でこの市内の小学生8人、中学生31人。そして私があえてお願いしたのは、その半分の15日以上ではどれくらいの人たちがいるかなということをお願いいたしました。そうしたら、小学生16人、中学生54人という数値がありました。

私は戦後からの小学校教育を受けていますけれども、子供時代には登校拒否だとか不登校という言葉はありませんでした。しかし、最近ではその数が増えても減らないというのが現状ではないでしょうか。私は不登校そのものが良い、悪いの論議をするわけではありませんけれども、実は最近の若者の傾向の中には、働けない、それから引きこもりなどが非常に増えていると聞いております。もちろん社会の環境の劣悪なものも大きな要素でありますので、これが一概に関係するかどうかということもあるのです。けれども、私は義務教育の早い段階から不登校ぎみの生徒がどういう因果関係があるのか、ということをお聞きしたかったのですけれども、もしよかったですらお聞かせください。

実はうちの一番下の子の経験ですけども、今、32～33歳です。その子が3年生のときの担任は、ガリ切のおたよりを毎週1回以上、下手すると毎日来ることもありました。とてもクラスの様子がよくわかり、そしてときにはいいことも悪いことも含めて、本人の名前

が書いて届けられていました。あまりよくないことまで書いてあるのでちょっと言ったことがあるのですけれども、あまり子供たちは意に介していないで、親も子もそれを心待ちにし、クラスの様子がとてもよくわかるということで評判が良かったのです。

夏になって全員25メートル泳げるということが課題になったときの様子をちょっと話したいと思います。最初は泳げた子供から順番に、「やったあ」というような感想なり名前が載っていました。けれども、だんだんやっていくにしたがって、泳げない子があと何人というふうに出てきて、その子供たちが泳げるようになるその様が、クラスが、班がまとまって一生懸命取り組んでいく様子が書かれていました。そして最後に実は一人になったお子さんもちゃんと名前が出て、その子供さんがやったときは、本当にみんなに一生懸命教えてもらい、助けられ、そして25メートル、運動で泳げることができたという喜びが生き生きと書かれていました。本当にすごいと私は思ってそれを読ませていただいたのです。それがずっといろいろな問題でもあり、2センチ以上の厚さで今、親子の宝物になっているというふうに聞いています。

何を言いたいかというと、最後の一人になったお子さんは、ちょっとその当時は身体も大きい方でありませんでした。小学校1～2年生から不登校ぎみでした。しかし、この3年生のときは1日も休まなかったというふうに聞いております。しかもこういう形で、本来ならばショックを受けるのかなというのが、かえて励みになって、そして不登校を克服できたという実例だったのかなと思っています。が、残念ながら3年生になって担任が変わったらまた始まり、中学生では多分、不登校児というふうに入ったのかなというふうに思っております。

そしてその親御さんに実は聞くチャンスがありましてお聞きしましたら、小学校に入ったとき、近所の3人組が同じクラスになり、比較的一緒に行動していたのですけれども、常に2対1のあつれきに耐えきれなかったのだというお話でした。でも、私がうちの子にも聞いたときは、仲よし3人組だと思っていたと最初は言っていたのです。だからそういう中まで、ということがちょっとどうかなという思いでした。

先ほど言いました一人一人の価値を尊び、機会均等を実現していき、おおらかに子供に対応する教育の原点、その実践だと思っていました。何事も最初が肝心なのかなと思います。市で出しているこの間のいじめ件数はあまり数が多くありませんでした。そして、私はいじめというのは、数でなくて内容なのではないかというふうに思っております。この市内ではありがたいことに、そういうことで問題を起こすような、死に至るなどそういうお子さんはいないし、本当に頑張っておられると思います。しかし、私はこの不登校の皆さん、特に15日も休み続ける子供さんへの中身がどうなのかという調査はされているかどうか、ちょっとお聞きしたいのです。またそういうことへの配慮ができる教員のゆとりや教育行政であって欲しいのですが、どうでしょうか。

昔話を続けてすみませんが、私が子供の小中学生の頃は、休み時間になるとよく担任の先生が子供と遊んでくれました。しかし今、あまりそういうのを学校に行っても見かけません。

やはり先生が忙殺されているのでしょうか。

今、この改悪された教育基本法は、それに基づき、33もの関連法案が用意されております。義務教育の段階から一斉テストが導入されるとも聞かれていますし、いじめなども件数を半減させよとか、そういうことで本当にまた本来の教育とは違う現場では忙殺されることが増えるのではないかと。しかも子供たちにはこの一斉テストによっては、勝ち組だ、負け組みだというのが作り出される可能性もあります。そして愛国心を強要し、教育内容にまで国が無制限に介入できるようになると思うのですけれども、そこら辺の考えもお聞かせください。

3点目です。高校の入試選択。全県1区化になるというふうなのを聞いていますが、それについて中学生にどう影響があるのかをお聞きします。東京都をはじめ、来年の予定まで含めると、15県が入試に全県1区になると聞いております。新潟県では今年、中学生を対象と思うのですがアンケート調査をやり、県内3カ所で意見聴取会をやったと聞いていますが、そのときのことがわかったらお聞かせください。どんな内容だったのでしょうか。

そして今、現在では8学区制になっていますが、その内容は中学生や親御さんは知っているとお思いでしょうか。県では、再来年ですか8年度から実施したいというふうに聞いています。それによってどんな問題点が起きるのでしょうか。私が考えるには、競争激化校とそれから埋没するかもしれないという学校が生まれるかも知れません。東京では既に小学校からそういう懸念が生まれているというふうに、マスコミでも報道しておりました。生徒への対応や混乱などは、今どうなっているのか、それもお聞かせください。

2 住宅除雪援助について

2つ目の住宅除雪援助についてであります。税制改正により、高齢者で非課税だった方が課税者になった方。こういう方は引き続き除雪援助はできないかということです。調査いただきありがとうございます。対象者はわずか20数人らしいです。大した額でないというのはあれかも知れませんが、予算から見ればそんなに大きい額ではないと思いますが、ぜひ引き続き除雪援助の方をして欲しい、という質問であります。以上、壇上からの質問は終わらせてもらいます。

市長 岩野議員の質問にお答えいたします。

1 教育について

前段の教育関係、教育基本法の問題も含めた教育関係につきましては、教育長の方から答弁いたしますのでよろしくお願いたします。基本法の改正についてちょっとは答弁しようかと思ったのですけれども、議員がずっと教育長の方ばかり見ていたので、私がお答えするにはどうも至らないと思います。お答え申し上げます。

2 住宅除雪援助について

住宅除雪援助についてであります。これは非課税世帯以下から今年所得課税割世帯になった、そして市の除雪対象から外れた世帯は、大和で2世帯、六日町で16世帯、塩沢で3世帯、合計21世帯であります。このことに対しまして、6点ほど理由があるわけですがけれど

もその理由によりまして、特別な対応、今までどおり援助するということはちょっと考えられないということを申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず一番は、税制改正が今年度限りではないということでありまして、対症療法的な考え、今年だけだから何とかしろという考え方では対応ができないということでもあります。

それから住民税の課税情報によりまして、市の福祉サービスの適否を判断している事業は他にもいっぱいあるわけでありまして。もし除雪援助事業のみを特別視するということになりますと、これは非常にまた問題が出てくるということでもあります。

現在の適用条件であります、住民税均等割税課税以下、この規定を撤廃した場合は、今度はどこに新たな基準をおくか。これも非常に難しい問題であります。それぞれ個々、千差万別でありますので、非常にこの新しい規定は難しい。

それからこの住宅除雪援助事業は、平年の積雪を想定しておりまして、昨年のような災害救助法が適用されたり条例等が適用された場合は別個に対応しておりますので、豪雪と言われるような部分になった際には、これとは別個にきちんと対応していくということでもあります。

事業対象外となった世帯のうちに、特に必要と判断された世帯に対しては、市の社会福祉協議会と連携して除雪ボランティア派遣を検討中であります。これが必要か否かという部分も含めてでありますけれども。

そして高齢者世帯に限らずに、今後の降雪状況や個々の世帯状況に合わせて必要な援助は、当然やっていかなければならいわけでありまして、やっていくということです。

ですので、この非課税から課税世帯になったいわゆる21世帯だけに対する特別な処置は考えていないということでもありますけれども、5番目に申し上げました除雪ボランティア派遣。このことを検討はしていきたいということでもあります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 1 教育について

岩野議員の質問に答弁を申し上げたいと思いますが、通告になかった内容でメモをとるのにそれこそ忙殺されておりましたので、答弁もれがありましたらご指摘をいただきたいと思っております。できる範囲の中で精一杯答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず第1点であります、教育基本法の改正によって学校現場にどのような混乱が考えられるか、というふうなご趣旨だったかと思っております。議員からもお話ありましたように、この教育基本法を争点といたします関連法案が、法律が、議員は今33本とおっしゃったと思いますが、私はそこまで詳しく数えていませんでしたので、いくつあるのかちょっと定かではありませんけれども、しかし相当数におよぶことだけは間違いのないところであります。

学校教育の現場に一番大きく影響しそうなのは、恐らく学習指導要領の改正だろうと思うところであります、これがどのように改正されるか、これはまだ内容が見えておりません。したがって、この教育基本法の改正を受けてどのように学校現場で変わってくるかということについては、私としてはちょっと申し上げにくいというか、申し上げるとすれば思い

込みというふうな部分にわたってしまいそうですので、控えさせていただければありがたいなと思うところであります。

それから、2番とも関連してまいります、議員からお話ありましたように、私どもが子供の頃には、学校の先生が休み時間などに子供と一緒に遊んでくれた。そういう時代でありました。今、なかなかそういう時間がとれないというのが現場の先生方の悩みの種でありますし、嘆きの種でもあります。今回の教育基本法の改正が、そういう方面での改善につながっていくのであれば嬉しいところではありますが、恐らくそうはならないのではないかなと、これもこんなふうに思います。

それから、小さいときの3人組みのお話もありました。私どももついついそういうふうに思いがちなのでありますが、子供たちが例えば3人、4人グループで遊んでいる、行動しているときに仲良しなのだろうというふうに思い込みがちではありますが、必ずしもそうではないというふうなことが往々にしてあるようであります。したがって、学校ではなかなか先生の目には見えない。仲良くしているようにしか見えない。だけれども、後でクラスの子供たちや学校の生徒たちに聞いてみると、本当はちょっと違ったんだよ、というふうなことがあるのだというふうなこともニュースなどで耳にするところであります。

したがって、学校で教師が一生懸命見たり、聞いたり、声をかけたりということが大事なことでありますけれども、それ以上に家庭でそれぞれの子さんがどういう気持ちで今日、学校から帰ってきたのかというふうなところをしっかりと見取ってやっていただきたいなと、こんなふうに思います。

それと、このいじめに関連して申し上げますと、以前、いじめが原因で自殺するというふうなことが連続して発生したり、あるいはその予告というふうなことがあったときに、NHKでやっていたことでありましたが、どの親御さんも心配なされるのは、自分の子がいじめられているのではないかとというふうに心配なされるのですが、自分の子がいじめているのではないかとというふうに心配する方が一人もいなかったという、これです。

ですから、私どももそういう点では、力が足りないなというふうに反省するわけでありませうけれども、例えば家庭教育とか、社会教育とかというふうに言いますけれども、これが学校で子供たちを集めて行う集団教育とは違っていて、なかなか一人一人にあるいは一軒一軒の家庭に浸透するという力を持たないといいますが、浸透させる方策が今のところ有効な手立てがないという、それがまた現実だというふうにご理解をいただきたいと思っております。

お尋ねの中で2点目です。いじめが原因となっているような不登校はないかと、こういうふうな意味あいだろうと思って、資料がわたったのでありますが、ご指摘にもありますように、不登校は平成17年度では当市において小学校で14人。これは文科省が規定している定義に基づいた数字であります。それから中学校で55人ということでありました。18年度の状況については、岩野議員からご指摘があって15日以上欠席の者についてというふうなことで結果は先般お話ししたとおりでありますし、今日お話があったとおりであります。

それで、傾向としては同じわけでありませけれども、小学校で14人。これが中学校では55人というふうに、中学校になると大幅に増えるというふうなことがここ数年共通であります。傾向でありますので、いわゆる中1ギャップも原因のひとつとしてあるのだろうというふうなことで、今、全ての学校で、中学校と小学校の連携の緊密化に務めているところであります。

それぞれ例えば塩沢中学校区でいいますと、塩沢中と塩沢地内の全ての小学校をひとつのグループにいたしまして、各学校での授業を一緒に見たり、あるいは学級経営のやり方を一緒に研究をしたりというふうなことをしながら、子供たちを小学校と中学校で共通理解していこうというふうな取り組みをやっております。

まだまだ十分な取り組みができていないとは申し上げられません。今までややもすると、同じ義務教育でありながらも小学校と中学校では連携が薄いというのが世間一般の指摘でもありでありました。これで十分とは申しませんが、少なくとも私どものこの市の小学校、中学校においては一生懸命そういう取り組みをしているということをご理解いただきたいと思っております。

それから、先般、新潟県教育委員会が発表いたしました、普通科の高校の通学区域を1区化にするということについてのお尋ねがございました。この春行われましたアンケートの結果によりますと、このアンケートは中学2年生、保護者、教育長を対象にしたものと、それから保護者のみに追加で設問したアンケートというのがあるわけですが、この概略について申し上げたいと思っております。

まず、学区をなくして自由に選択することができるような方法がいいとの設問に、そうだというふうに答えたのは、中学2年生では42パーセントであります。保護者は43パーセント。県内の市町村の教育長は28.6パーセントと、これが一番低かったということになっております。

学区は残す。今は8つであります。これを3つ程度にした方がいいのではないかとというふうに答えたのが、中学2年生では27パーセント、保護者が38パーセント、教育長が63パーセントでありました。

こんな状況でありましたが、これまでも隣接する学区には進学ができたわけでありまして。例えば、私どもの区域から見ますと長岡、それから上越方面に行けたわけでありまして、実際にそちらの方に進学して地元の高校に入る子が少なくなったというふうなことは起きておりません。

そしてまた、新潟市におきましても、従来から、昔は新潟高校に越境で入ってくるというふうなもの大きな問題だった時期もありましたが、今は入れるようになってはいるけれども、それほど新潟高校への集中が進んでいるわけではない、というふうなことも言われております。

したがって、東京とか大都市でどういう不都合が起きてくるのかは、私としてはわからないところでありますけれども、少なくともこの南魚においては今回の高校の入試選抜が

普通科が全県1学区になっても、特段混乱は起きてこないだろうと、こんなふうに思っております。

なお、参考までに申し上げますと、この地域は高校の定数が非常にゆとりがありまして、この数だけで比較しますと、とても厳しい受験競争というふうな言葉にはなりません。もう少し勉強して高校に進学していただきたいというのが私どもの偽らざる気持ちであります。

きっとまた答弁もれがあるかと思しますので、ご指摘をいただいて補足をさせていただきたいと、このように思います。

岩野 松君 1 教育について

最初に通告したものと社会的な状況も変わりましたので、そうなったのですけれども。特に私が言いたいのは、学校の現場でやはり、子供たちにどう接したり、どういう状況があるのかということが、一番子供にとって大きな問題なのかなと思っております。親も、それから教育者も社会も、みんな関連しながら子供を育てていくのが一番いい姿であることは間違いありませんけれども、その中でプロは教育者、学校なのですよね。そういう意味ではやはり学校の中での現場のありようというのは、子供たちに与える影響はすごく大きいのかなというふうに私は思っております。

過去の話をいろいろしましたけれども、戦後、戦争はもうこりこりだという思いで日本国憲法を作り、そして教育は教育権を教育者に委ねるのだという形の中で教育基本法が作られ、その中で先生方はのびのびと教育ができる。それを保障するのが教育基本法ではなかったかと思うのです。けれども、今はそれがだんだん歪曲化され、そして確かに今教育長が言われたように、子供たちと遊ぶ時間などないというほど忙しい教育現場になっているということは、皆さん周知の事実だと思っています。

それが今、改正されることはますますそれに拍車がかかるのではないかという思いが非常に懸念される。そして国会で審議された中では、それを正当化するようなやらせ発言をお金を出してまで、しかもその経費に水増しまでして、非常に歪曲化した中で押し通そうとする。そういうやり方には本当に憤りを感じておりますし、教育の世界にそういうことがあること自体が私は本当に憤まんやるかたない思いであります。それで、できたら教育現場は守ってもらいたい。子供たちはそこによって影響を受けるということで、そういう意味でお尋ねをしたのです。特に今、その教育基本法を改正されるのに、呼応するかのようないじめによる自殺が多発したというのは、全く子供たちからの声ではないかというふうにさえ思っております。

そういう中で、私は1例をあげましたけれども、他の方でも例えばいじめにまわっている子供であっても、その中に入っていなければ遊べないので反対にいじめている。そこから外れればいじめられる子になるのだという事例などたくさんあります。だからそういう中身も、学校の中で起きているそういうことも含めながら、よく調査できる先生方のゆとりの教育を、教育委員会なりそういう立場でそれを保障して欲しい。そういう思いであります。ぜひこのところをもう1回お聞かせください。

2 住宅除雪援助について

それから除雪援助の問題なのですが、私は簡単に予算的にはいくらでもないし、という思っていたのですけれども、意に反するお答えでございました。いろいろ6項目に及び、できないという話をしました。確かに50万円の減免分がなくなることによって起きたのは、今年だけではなくて、法が変わってこれからもあるということなのですけれども。

実はある方は、県民税の督促が来て初めて気がついたと言ったら、この秋に民生員からそういうのはだめだと言われて、本当に収入が増えたわけではない。歳なみでますます医療費やそういうのもかかる。そしてしかも障害者である。そういう人が家の外へ出て、ひとこしきもいじることができない。夫婦して障害者で暮らしていると。そういう人たちもそういうふうになるということに何か道が。もし、こういう必要なボランティアといういい方も言われましたけれども、やはり安心して雪降ろしをしてもらうには、業者との毎年の契約があった方が安心できるという話でした。そういう意味では、いつも必ずボランティアがしてくれるのだったらいいのですけれども、今年は大雪になったからだめになったとかなるとあれですので、できたらそういう援助があれば、ということなのですがお願いいたします。

市長 2 住宅除雪援助について

前段はまた教育長がお答えいたしますけれども、後段の部分であります。そういう特殊な事例というのは、そう言っていたら対応できるかできないかということも含めて調査できるわけであります。

議員のお尋ねは、一般的に税制改正によって課税者になったのはどうするのだと。こういうことですから、一般的に申し上げればそれはできませんということをおっしゃるわけでありませぬ。そういう個々具体的な部分、お2人とも障害者で、年金生活者でどうだこうだなど、そういう理由があった場合は、それは何かの方法があると思うのです。ですから、それは後ほど、担当課に相談に行ってください。よろしく申し上げます。

教育長 1 教育について

いじめたり、いじめられたり、あるいは本当はそんなことをしてはいけないのだというふうに注意したいのだけれども、注意なんかしてしまうと今度は自分がいじめられるのではないかというふうなことで、声が出せないということはよく聞く話でありますし、私どもが目を通しております新聞等々にはよく載っているものであります。これを何とか打破しないと、いじめの解決の糸口がつかめないのだらうと思います。それはそのとおりだと思いますので、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

そのためにも、教員にゆとりを持たせたい。あるいは持たせてもらいたいというのが議員のお話でありますし、私も持たせたいと思っております。約2年前になります。私が就任したときに、私がやりたいと思ったことの一番はこれでありました。なぜかと言いますと、とにかくやはり先生が子供と触れ合って、子供が「今日は先生と話げできた」と言って家へ帰れるような、そういう学校を作りたいと思ったのです。ところが、やってまいりましたがこれが一市教委でできるものではないことがよくわかってしまいましたので、最近ち

よっとモチベーションが下がったなというところであります。

しかし、やれることはやっていきたいというのであります。例えば会議にしましても、あるいは教育事務所の指導主事が訪問する計画訪問でありましても、そのために用意しなければならないような書類は極力少なくする。会議時間もできるだけ減らしていただくというふうなことで、あるいは学校から教育委員会に届けていただく書類についても、本当に形式化しているものについては書類は省略してもらってもいいとか、いろいろなことを校長と一緒に考えてきたところでもあります。今ほど申し上げましたように、なかなかそれで何ほど現場にゆとりができたかと言えば、ほとんど効果は今のところ現れておりません。

ただ、子供もそうでありますが、先生も重たい問題を一人で抱え込んでしまいますと、いろいろ大変なことになりますので、そうならないように管理職がしっかり耳を傾ける、あるいは注意して見ている。あるいは管理職も人間でありますから、抱え込んでしまうと大変でありますので、私どもが気軽に声をかけてもらえるような関係づくりに務めていきたいと。こんなふうに行っているところでございますが、ゆとりは、最初に申し上げました、なかなかゆとりを持ってもらえるような状況には立ち至っていないということでもあります。

岩野 松君 1 教育について

ゆとりということでは私は本当に、学校の現場で先生方がのびのびしているのが、だんだん減ってきているという感じがしているので、なおさらあえて強く言うのですけれども。実はフィンランドですか、学力が調査の中でトップをキープしています。聞くところによりますと、日本の今までの教育基本法をよく読み、そしてその理念に基づき、教育権を先生方に教育する自由を与える中で、しかも少人数とそれからよくわかることとか、それから知らないことを知っていく喜びを教育の中に入れるとか。そういう教育の方針に盛り込みながらやってきて比較的試験は少なくしていく。そうやったらそうなったというふうにお聞きしております。

国連からも日本の教育には競争が激しすぎると、2回も注意、勧告を受けているはずですよ。そういう中での今回の改正で、一斉テストをするということがいわれております。ますます教育現場は過酷になるのではないかと思います。実は今日の新聞では、犬山市ではこの教育基本法改正の中でのいろいろな運動で、一斉テストをしないことにしようという申し合わせをお互いにしているということが報道されておりました。

ぜひ、そういう意味での・・・私は、一斉テストはかつての学生闘争みたいなものが生まれるのかなという思いも懸念しております。できたら教育は機会均等の中で行われる、そして一人一人がのびのびと教育できる。それを保障していくことが、私は教育委員会の責務だとも思っていますが、もう一度そこをお願いします。

教 育 長 1 教育について

議員の思いはひしひしと伝わってまいっております、そうできればいいなと思いながら拝聴したところでもあります。やはり外国は外国といたしまして、いろいろ賛成反対の議論があったことは十分承知であります。教育基本法も改正法が成立したわけでもありますので、

この法律に基づいて文科省から、こうやるのだよという指示が出てくれば、私どもとしてはそれに従わざるを得ないだろうと思います。

ただ、どちらでもいいよという話であれば、また判断はできるところでありますけれども、法律に基づいて、こうなさい全国でこうやるのだ、ということになったときには、今、法律がないわけですから、犬山市ではそういうことが言えたわけだと思えますけれども、法律に基づいて全国に指示が出てきたときには、岩野議員のご注文ではございますけれども、なかなかそのようにはできないのが市町村の教育委員会だろうと、このように思っております。

議 長 質問順位14番、議席番号10番・牧野 晶君。

牧野 晶君 傍聴者の皆さま、ご苦労さまです。それでは通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。今回は2点です。

1 財政シミュレーションの公表を

まず財政シミュレーションの公表を。最近やはり夕張ショックということでテレビで夕張のことが伝えられております。わが市、南魚沼市の方も県内ワーストワンの実質公債費比率の影響で、市民は市財政について強い関心をもっております。厳しい財政の中で今後の負担とサービスの関係を市民の間で議論してもらうためには、私はやはり財政シミュレーションというのは大きな種になると思います。

これは塩沢のときも言ったことなのですが、よく市の財政を語るにあたって、厳しい財政、厳しい財政という言葉を使うわけです。けれども、厳しい財政という言葉だと分からないですよね、どのくらい厳しいのか。例えば、10年くらいは厳しいけれどもなんとかやっつけていける、プラスマイナスなんとかやっつけていけるのかもしれないし、また1年後には滅茶苦茶だめくらい厳しいという意味の、厳しいというのは非常に幅がある。

ですので、やはり目に見えることで 市の方も財政については年に1回お知らせ、公示という点では、告示という点では2回やっているわけですがけれども 資料を提出して年に1回お知らせをしているのですが、あくまで単年度なわけです。なので、やはり今後15年間くらいの財政シミュレーションというのを。あくまで財政シミュレーションなので、大きなことではなく、ざっくりばらんな数字的なものでいいので、どのような財政状況にあるのか。作っていくべきではないのかと考えるが、その点についてまず市長にお伺いします。

2 持ち家支援の対策を

もう1点は、今回ちょっと何の質問をしようかといろいろ考えていたのですが、大変ありがたいことに、いろいろな先輩議員やいろいろな方が就職支援という、就職というか雇用の支援、雇用政策について議論された方もいます。またやはり子育て支援というのも非常に力を入れて、議員そしてまた執行部側でも議論させていただいた点があると思います。では、何にしようか。きっと恐らく出るだろうなと思っていたので、ではちょっと持ち家支援ということでやっつけていこうかなと思い、今回これをやってみます。

南魚沼市は土地は広いわけですがけれども、宅地は少ないように私は思っております。それにまた雪対策で、耐雪やら融雪やら井戸掘りなどでコストがかかるわけです。また都会と違

い収入が少ない。まだまだありますが上記のようなデメリットがあります。上記のようなデメリットがある中でも家を建てている方は大勢おりますが、やはりこれから人口がどんどん減っていくなかいろいろな問題がある中で、持ち家支援というのも生きていくうえで大変重要な施策ではないのかなと思います。持ち家支援施策というのも必要ではないかと思い、これについて市の考えをお伺いしていきたいと思ひまして質問させていただきます。以上2点になりますが、壇上からの一般質問を終わらせていただきます。

市長 牧野議員の質問にお答えいたします。

1 財政シミュレーションの公表を

財政シミュレーションの公表ということであります。これは合併、そして広域連合等の統合、それらもすべて終結いたしまして、しかも財政健全化5カ年計画も策定したり。今度は実質公債費比率の提言の中での10カ年計画、適正化計画を県に提出したりということでもありますので、近いうちに合併時の部分も含めて全て見直しをいたしまして、再計算を行おうという考え方でございました。

ですので、市民の皆さん、そして議会の皆さんも含めて全員の皆さん方からこの市の将来にわたっての財政状況、そのことをきちんとご理解いただくに非常によい機会でありますので。ただ、時期的にいつまでということがちょっと明言できませんけれども、合併事務や震災関連事務、それらもおおむね収束したところでありますし、新しく部制に移行しようという段階でもありますので、なるべく早くシミュレーションいたしまして公表させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

2 持ち家支援の対策を

持ち家支援の対策ということであります。今、市で行っております2つの支援策。そのひとつが安い住宅使用料で入居できる、現在の公営住宅政策であります。これは持ち家を建てるまでの準備期間として入居していただいて、入居中に建設資金を貯蓄していただくということで、実際こういう過程を経て自分の家を建築して退去する例も少なくはないわけでありす。本来はこうなっていたいただくのが一番いいわけでありす。

そしてまた来年度教員住宅からの移管によりまして、市有住宅が19戸増えまして、総戸数で476戸の公営住宅が用意できる。ぜひとも子育て支援も含めてこういうところをご利用いただきたい。

その2であります、中越大震災によりまして、一部損壊以上の被災のあった住宅を対象とした、被災者住宅支援対策事業。これは利子補給事業でありますけれども、このピーアールと受付を行っているということです。事業主体は県の財団法人の県中越大震災復興基金でありまして、平成20年3月31日までに金融機関等と金銭消費貸借を締結した方に利子補給を行います。対象融資額が建設購入の場合1,100万円。補修の場合は590万円。利子補給期間が5年間。補給の率が年収800万円以下の場合1.9パーセント利子補給。ですから、今ですと金利のほとんどは補給できるということでしょうか。それから年収800万円以上の場合1パーセントの補給。これは今、申し込み経由件数が129件あるところで

あります。

当面こういうことでありまして、このほかに市として特別の住宅支援といえますか、持ち家支援は今では考えておりません。が、以前、六日町でも大和でも塩沢でもやったと思うのですけれども、安価な住宅団地の造成は、やはり需要動向を見てやるべき時がくればやらなければならないと思っております。

安価ということになりますと、中心市街地からはやはりどうしても外れざるをえない。それでも今の交通状況等を勘案すれば、雪対策さえきちんと行える部分であれば、割合と需要はあるのではないかと考えております。この辺はちょっと需要のニーズ、これらを想定して、調査をして、実際そうであれば。これは別に市の財政に負担がかかるわけではありまして、援助しなくても100パーセントわりかえせばそれでいいわけですので。

ただ、やはり土地を安価に求めなければならないという部分が一番大きなところだと思っております。そういうことは需要、あるいは時期に応じて考えていければと思っておりますが、今のところそれ以上のこの政策について考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

牧野 晶君 1 財政シミュレーションの公表を

財政シミュレーションについてはオッケーです。わかりました。

2 持ち家支援の対策を

今現在、公営住宅復興と、あと復興支援の利子補給等をやっているということですがけれども。公営住宅、今後市有住宅を、ということですがけれどもそれについて。例えば場所によっては、夫婦年齢が70歳とか80歳になったら退去していってもらおうというふうなところもあるわけです。そういうふうにして、ある意味の制限をしてぐるぐる、例えば10年間のうちにちょっとお金を貯金してくださいという、ある意味そういうふうにもなるわけです。そういうふうな枠をはめるといのもひとつの方法かなという思いがあるので、そういうものも検討していただければと思っております。

あと、復興支援の利子補給の方に入りますけれども。申請までにあと大体1年半の期間があるわけですね。確かそうですね。1年半が終わるとなくなってしまうので、逆に1年半くらいの間でまた何か施策を考えていっていききたいなという思いもあります。当然、これは非常にありがたい施策だなと思うのですが、これはこれとしてまたもう1個の市での分譲についてです。安価な分譲。なかなかこの地域は土地を求めようとしても手頃な土地がないのです。売りますといっても300坪だとか、田んぼ一枚売りますよとかいうので、グロスがはってしまって、総額がはってなかなか買えないので、やはり市長の言われる分譲地をしていきたいというのは非常にいい考えだと思っております。

けれども、できれば私は市でやるのもいいですが、もっと民で動くように。例えば都市計画課の管轄で市で規則があるわけですがけれども。優良宅地、もしくは優良住宅建設に関する税制優遇の規則もあるのです。けれども調べてみると、南魚沼市は今まで塩沢、六日町、大和時代でも、それが1戸も、要は税の優遇が受け入れるような宅地開発というのは今まで行

われていなかったというのが現実なわけです。

都会では結構これによって開発とかしている。税の優遇が、開発がされていくメリットがあるけれど、田舎だと土地の単価が安いので結局こんなのをやるといろいろなプラスの元がかかってしまうので、経費がかかるのでしないでやった方がいいということになるのと、メリットがないというので、なかなか分譲住宅というのも民でやりづらい。あとは農地から外れないとかいろいろな点があるので、そういう民で分譲ができるような施策、しやすくなるような施策というのもやはり考えていくべきだと思うのですが、その点について。メインは一番後段の部分で、民で土地が動くようにしていく施策というのが重要ではないかという、その点答えていただければ、あとはまたちょこちょこ言っていきたいと思うのでよろしくお願いたします。

市長 2 持ち家支援の対策を

今ある公営住宅は19戸また増えるわけですが、この中になかなか階層区分を設けるという部分はちょっとできませんけれども、今は子育て世代をとにかく入れろ、入れるという。前はやはり母子世帯をはじめとした福祉用、あるいは高齢者用とかですね。その時々ニーズがそれぞれ変わりますので。ただ、いくつになったら出てくれなどということはちょっとなかなか申し上げられませんが。そういう意思のある方は自分たちである程度蓄財ができて、そうすれば住宅より持ち家の方がいいわけですから。借家よりですね。そういうことだと思っております。

それで、団地造成について民。昨日のご質問だったと思うのですが、開発公社の所有している土地を今、公募で売却の募集しているわけです。確かに高いという部分もあるかもわかりませんが、値段によっては交渉ができるということですから、ここに若干でも民の不動産関連を含めた皆さん方からの問い合わせやこういう部分があるかと思ったら、ほとんどないのです。なかなか今、土地需要も停滞しておりますので、そういうことだと思っております。しからは何十戸も建てられるような団地を今、民でやれといってもなかなかこれは踏み切る部分が少ない。

官といいますか私もでもやると、近いところでは六日町の稲穂団地、城内です。それから大和の三用。こういうところは非常に好評でありまして、稲穂団地などは全部、即座にほとんど売り切れて、今は全部住宅が建っているわけです。あそこは大体100坪で、坪7万円を超えないということでありました。ですから土地代金で700万円です。あと家を建てるのに例えば2,000万円とか、その程度など言っただけでは悪いですが、そういう範囲の金額であれば、割合と若い人たちも家を持てる、建てられるという、そういう気持ちになっていたということが実証されましたので。

結局その範囲ということになりますと、非常に民では厳しいのかもわかりませんが、民間の皆さん方からやっていただくのは一番ありがたいことですから。これからもそういう関係の業界の皆さん方とも相談し合いながら、こういう政策は進めていきたいと思っております。またよろしくお願いたします。

牧野 晶君 終わります。

議 長 質問順位15番、議席番号5番・山田 勝君。

山田 勝君 それでは通告にしがいまして、質問を行います。

1 環境衛生センターの今後について

環境衛生センターの今後についてということであります。ごみ処理施設につきましては非常に多くの方が関心を持っておられ、質問され、また答弁をされております。建設から施設選定についての経緯は既に過去のことであり、現有の施設をいかに長くかつ効率的に使用するかという、その方策を模索しなければならないと考えます。こういった観点から質問させていただきます。

まず、ごみそのものに関する認識は、市としてどうなのか。ごみそのものは決してなくなるものではありません。太古の昔から貝塚があるように、人の生活には廃棄物が必ず存在するといいます。しかし現代はあまりにも多すぎるとは考えられないでしょうか。人口が減少しているにも関わらず、ごみの量は一向に減らない状況です。ごみの減量化、リサイクルの推進については、財政的に、また自然保護の観点からいっても、もっともっと進めなくてはならないものだと考えます。

質問としましては、今までに出尽くした感のある問題ではありますが、現状を見るに、今、あらためて進めなくてはならない、止むことなく進めなくてはならない問題だと言えます。この点に関して今後の方策について伺いたいと思います。

2点目、現在の環境衛生センター自体に関する認識はどうなのか、ということであります。供用開始から3年が経とうとしています。この間、故障および故障による停止日数が非常に多いように感じられます。メーカーの説明によりますと、当初の仕様とは違っていません。設計ミスありません。一部施工ミスはありましたが改修しました。そして故障の程度というのは自動車のように工場で一貫生産するものではなく、ひとつのプラントごとに設計が異なり、現地で組み立てるものであるから、ある程度の故障は起きてもやむを得ないものであり、特にこの環境衛生センターが故障が多いわけではないと説明しております。

しかし、この故障と故障による停止日数がプラント技術者の感覚や観念ではなくて、一般の市民の感覚、そして発注者である市として本当に甘受できる範囲なのでしょうか。まして停止と立ち上げを多く行うことについては、不完全燃焼の防止や有毒ガスの放出防止のために多くの補助燃料を消費し、また補修点検作業の人的負担や作業危険を強いることとなります。メーカーで想定内と言いますが、故障の頻発。今後は故障がそうなくなるのかといった見通しは把握されているのでしょうか。初期不良は出尽くしたと認識されているのでしょうか。

六日町地区、塩沢地区のみならず、将来は大和地区の市民もこの環境衛生センターを利用することとなるわけですが、大和地区の市民の方々は、現在小出郷のエコプラントにごみ処理を依頼しているわけでありまして、まずこの環境衛生センターについて、何でも燃やせる、ひとつのごみ袋に入れて、何を出してもいいのだというふうに感じております。このような

故障、そしてリサイクルにあまり関与しない、そういった感覚を持たれている。こういった市民の疑問や不安を払拭するために、やはり行政としては明確にこの環境衛生センターの今の現状について、それから今後の方針について、そして市自体のこの施設の考え方について、市民に公表すべきであると思います。

続きまして、維持管理のあり方はどうかということであります。資料によりますと、問題点とその対策の中で専門的という言葉が非常に多く使われております。市長も答弁の中で、このことから一部委託をするのだというふうに述べられております。確かに外部委託をして、難しい部分を任せれば非常に精神的にも楽になります。責任も被せることもできるでしょう。しかし、その全てが不断の経費となって負担となってきます。一概に一部業務委託とのみ結論付けるのではなく、業務委託しながら職員の養成をする、または電気であれば専門職を職員として採用するなどの、そういった方策も検討すべきであると思います。

故障防止の観点から人員を増加してごみの分別を適切に行うことにより、溶融炉の故障が減少するものであるとするなら、修理や停止、立ち上げ作業などに要する諸費一切を総合的に判断すれば、逆に経済的に、かつ環境負荷の軽減が図られるのではないかと考えられます。こういったトータル的な維持費としての見通しはどのように考えられていますか。

最後にエコプラントとの関連についてお伺いします。先ほど言いましたように、大和地区は現在小出郷のエコプラントに搬入をしているわけでありましたが、当該エコプラント施設も10年が経過しております。老朽化も目立ち、コンピュータの入れ替えなど大規模修繕も必要ようです。市としましては、環境衛生センターの維持管理と、小出郷のエコプラントその改修等の負担金も発生するわけでありましたが、同時に2つの施設に関与していることについて、今後どのように考えているのかお伺いします。

2 新しい財政のなか「事業仕分け」の活用を

2つ目の点であります。事業の仕分けをもっと活用するよということであります。市の財政に対しましては、多くの議員を含め、また多くの市民が強い危機感と不安感を持っております。昨日、そして今日、そしてこの後も多くの議員が財政に関する質問をしているわけでありまして。私なりにいかに早く財政の改善を図るか、そして市政にも市民にも参加していただき、その明るさを取り戻していただきたいということから、あらためて行政改革、中でも財政、財務に関する質問をいたします。

自治体につきましては、2000年の機関委任事務の廃止を中心とした分権改革により、法的にも独立した地方の政府として明確に位置づけをされたわけでありまして。それにより、政策上の多くの課題については、自らの選択と決定によって責任をもって解決していかなければならないこととなったわけでありまして。

自治体の財政は義務的経費の増大やいわゆる箱物といわれる、そういったものの維持費や改築などの費用、公共事業の起債償還など必要経費は膨大になっている状況であります。また、経済状況と少子高齢化など、歳入減少、歳出増加という両方からのしわ寄せがかかってきているという現状と今後であります。多くの自治体がそうであるように、わが南魚沼市は

さらに先行投資と言われる債務が多額であり、まさに危機的状況と言えると思います。

こういった中で、従来、地方税や交付税などの依存財源をいかに確保して、それをどう配分するかという財源、収入を中心に考えてきた予算編成方式から、市民にとって真に必要な施策や事業は何かという、事業の選択と優先づけに移行する必要があると思います。その施策や事業を実施するについての必要財源のやりくりをする。つまり政策と支出が予算作りの根底とならなければならないものと考えられます。

政策の実施は予算を中心として、具体化、現実化していくものでありますが、大切なことは、真に必要な事業を根底において予算作りをしなければならない、ということであろうかと考えております。事業の仕分けと言いますと、簡単にいえば住民の良識や庶民感覚も取り入れて、ひとつずつの事業がいるのか、いらぬのか、それを考える作業であります。

まず、そもそもこの事業が必要なのか、必要ではないのか。そこからスタートし、従来の事業を引き継いでいるとか、近隣自治体が行っているからとか、行政サービスの一環でなど、良かれと思って執行し当然の事業として考えてしまっている事業等々、一切について判断をし、不要な事業はカットしてしまおうという作業であります。

内容について少し説明させていただきますと、行政が行っている事業を次の4つのプロセスごとに検証するというものであります。そもそもこの事業は本当に必要なのか。もう既に必要性がなくなったり、ばらまき補助金やそして対象者がほとんどいない事業など。

2つ目。もし必要とするならば、それは行政がすべきなのか。民間の方がいいのか。もし行政がするとするならば、果たして市なのか、広域なのか、県なのか、国なのか。そういった仕分け。

3つ目に、当該行政でするとした場合、改善の余地はないのか。

4つ目。子育て支援など、また法的に縛りがあるなど、現状より、現状をやっているものの方がいいということで継続がよいのか。という4つであります。

この検証を専門家や担当職員だけではなく、住民の方を含めた論議をもとに決めていくというものであります。この作業は民間のシンクタンク「構想日本」が提唱しているものでありまして、三浦市などが平成14年に初めて実施をしました。その後、新潟県や新潟市も含め多くの自治体の実施しております。

行政改革推進法においても、その基本理念の中で政府および地方公共団体の事務事業の必要性の有無および実施主体のあり方について、事務事業の内容および性質に応じた分類、整理などの仕分けをふまえた検討を行ったうえで、事業仕分けの導入を促しているところであります。

既に実施した新潟市の結果では、金額ベースで25パーセントが、事業の数としては48パーセントが不要または民間や他の行政機関の仕事となりました。予算の大幅な削減が当時見込まれました。本当に驚くべき結果を見させていただきました。新潟市や千葉県の実績結果は細かく公表されております。ぜひ参考にされたいと思います。

そしてこの作業を行うことによって、行政改革の根本として、次の4点の効果が現れるこ

ととなります。市の事業を具体的に見直すことができます。公、民の役割分担を見直すことができます。自治体間の事業分担を見直すことができます。議論の中で職員自ら自分の考え方を見直すことができます。そして大切なことは、市民の感覚を知ることができるということでもあります。

財政危機の回避と健全化を進めるわが市にとって、事業仕分けは大きな効果を生むはずで、面倒くさいという不満も出るかも知れません。しかし、全ての事業をすぐに見直せということではありません。また毎年、全てを実施せよということでもありません。平成19年度の予算編成には間に合わないとは思いますが、来年度の実施事業のひとつとして、例えばある部門の1,000万円以上の予算事業について検証してみようとか、いろいろな方法はあると思いますが、やってみる、やるべき価値は十分にあると思われま。市民に明るさを戻すために、ぜひ行政改革を通して財政再建を行い、これらを早期に行うよう検討すべきと思いますが、市長の所見をお伺いしたいと思ひます。以上、壇上からの質問を終わります。

市長 山田議員の質問にお答えいたします。

1 環境衛生センターの今後について

環境衛生センターの今後の中でありまが、これはほとんど若井議員にお答えした部分もありますのでその辺はちょっと省きながらご答弁させていただきます。ごみの減量化、資源化につきましては、やはり適正処理を行うために重要なことでありまして、当然でありまが、ごみの抑制は溶融炉の安全、安定運転につながるということでありま。先ほども触れましたように、生ごみの減量化、ディスポーザーを利用できるかどうかとかも含めたり、あるいは分別にも今はそれこそ何でも入れていいというような方向でやってきた経過がありましたので、これはちょっと改善していかなければならないと思ひております。

そういうことで、その分別も検討していきながらこの維持管理。要は延命を図って1年でも長くあの施設を利用しなければならぬということに力点を置いて、これからやっていかなければならないと思ひております。

設備自体の認識であります。故障について管理できる範囲かどうかという、これはできればない方がよかったわけでありま。ただ、絶対に許せないという部分でもない。例えば故意にとか重大な欠陥があつて、もう使い物にならないということではなかつたわけでありま。ですので受け入れながら、川崎技研の方にもきちんと話をしながら、川崎技研の責任たるものは責任のかなで今まで故障修理をやってきていただいたわけでありま。

恒久的なまだ対策が必要な部分。若井議員に申し上げました3点です。これは今、川崎技研に改善を求めている最中でありま。これらをきちんと改善をしていただいたうえで、また3月いっぱいの際担保期間中にまだまだ改善すべき点が見つかるかもわかりま。その辺もきちんと精査しながらやっていかなければならないと思ひております。

まだあれでしょうか、大和地域の方、まだ私どもの地域もそうだったかもわかりま。溶融炉そのものの認識が鎧漕の溶融炉のようなものではないという、この認識をこれをきちんと植えつけていかなければなりま。ご理解いただかなければなりま。またそ

うということについての広報、周知体制をきちんとやっていかなければならないと思っております。特に大和地域につきましては、今はそこに入れていないわけでありますので、風聞として聞いていればそういうことになっているのかもわかりませんので、その辺も含めてきちんと対応していきたいと思っております。

維持管理のあり方でありますけれども、これも前段は若井議員にお答えしたとおりでありまして、ただ、かかる部分がかかるということであります。法律によって定期的に点検しなければならないとか、取り替えなければならないとか、こういうものが非常にあります。やはりこれらについての費用は増大していく、増加していくということですので、普段の点検整備の強化が非常に必要になってきたと。

そして、ちょっと今、議員触れられましたように、任せればそれでいいという考え方ではありませんが、非常に複雑な機械、高度な知識を要する機械でありますので、私たちの職員が今それに対応できるだけの能力がないということであります。残念ながら。ただ、電気関係は1人、相当の知識を持った技術屋がおりますので、これはなんとか対応できていると思うのですけれども、他の部分についてはなかなか。しかも汎用品でありませんので、知識的なものを吸収する機会もないわけです。本を読んで分かるなどという代物ではないのです。

ですからこれは維持管理部分について、まず専門的な部分を来年は委託しようと。そして委託をして、なおかつずっとその委託費の方が高くて困るというような方向にはもっていかないつもりであります。ただ、来年2名なり3名なりの部分で委託したときに、ではすぐ費用対効果でその分安くなるかと言われても、それはちょっとできませんが、トータル的に考えていけば委託する方が直営でやるよりやはり若干でも安くなるような方向を検討していかなければならないわけであります。ただ、全面委託にまでは踏み切りたくないという思いはまだあります。そういうことで、来年の2名、あるいは3名の専門の委託部分についてはなんとか実施していきたい。

職員をここに、では勉強させて習得できるかという問題があります。ちょっと厳しいだろうと。2年も3年も川崎技研なり専門機関に学習にやらせてやれば、それはどうだかわかりませんが、そこまでの余裕もありません。そういうことをするのであれば、委託した方が非常に簡単だということでありますし、安価に済むということであります。ですので、職員の専門化についてはそう考えられませんが、ただ全面委託をしないということになりますと、誰か委託先の監視も含めて機械全体をわかる人はいなければならぬわけですので、そういう方を採用するとか、そういうことについてはやぶさかではない部分が出てまいります。

分別収集は先ほど言いましたように、これはちょっと考えていかなければならないことになりましたし、そうしなければ、現代のこの時代のすう勢にも合わないということであります。資源の再活用とか、先ほど触れていただいた堆肥化とか、そういうことも含めてやっていかなければなりません。トータル的にどうかという。これはトータル的にということは今、申し上げましたように、トータル的に直営でやった方が安全で有利で、そして長持ちすると

ということであればこれはやりますけれども、まずそういう方向は見出せませんので、委託をどの程度まで委託していくのが一番いいのかという方向をこれからちょっと時間をかけて模索していきたい。トータル的に市の不利にならないような方向に導いていきたいと思っております。

小出郷エコプラントとの関係であります。どちらが早いかといえますと、魚沼エコプラントの方が建設年次は早かったわけです。ですから早く寿命がきます。そういう寿命の面だけでいえば。魚沼市さんとの、これは全く雑談的な話の中でありますが、今、し尿処理は魚沼市のものは全部こちらで受けてやっているわけでありまして、ごみの処理につきましても、両市でひとつづつ持っている時代ではないだろうという認識では一致しております。現在の市長さんとは。

ではただ、どちらの方へ置くとか、では新しくどこへ建てようとか、どうだこうだという話には至っておりませんが、今の私たちのこの溶融炉がこれから本当に性能をきちんと発揮していただいて、相当長くもつようであれば、魚沼市内のごみをこちらで受け入れるという方向も出ないばかりではありません。無駄のないように、こういう部分についてはまた広域的な考え方の中でやっていきたいと思っております。

2 新しい財政のなか「事業仕分け」の活用を

2番の事業仕分けであります。これはきちんとした事業仕分けの体制ということにはできておりませんが、これは今ご提案がありましたように、19年度から適応ということにはなりません。きちんと研究させていただいて、こういう手法も含めてなんらかの形でやっていかなければなりませんので、やらせていただきたいと思っております。

ただ、19年度からも、これは私や助役や収入役やそういう皆さんとの相談もありますが、一部事業についても見直しをします。例えば廃止をするか、縮小するかという、こういうことはやはり若干の数は出てきておりますので、事業仕分けというほどにはいきませんが、そういう手法も取り入れながら、19年度の予算編成にあたっていきたい。そして19年度中にこの手法をそれぞれ勉強させていただいて、最善の方法で20年以降の財政健全化に役立てていきたいという思いでありますので、よろしく願いいたします。以上であります。

山田 勝君 1 環境衛生センターの今後について

やはりごみの減量に成功した自治体というのをちょっと見ますと、やはり行政のきめ細かな説明会など、行政側の熱意にあるように感じられました。それによって住民のごみの減量に対する意識が高揚してくる、そういう結果であると思います。単に広報などに文章を載せて終わりとするのではなく、やはり腰を入れた熱意を伺いたいと思うところであります。

環境衛生センターについて、来年3月31日瑕疵担保責任が終了するわけでありまして、消耗品の増大や設計不良ではないとされている計装機類の測定機器、配管の破損などの対応が、全て今後はもしあれば市の持ち出しとなっていくわけでありまして。そして見ますと、補助燃料のLPガスが非常に高騰しているところであります。維持管理のため、今度は一部委

託でそちらの費用がかかる。維持管理のため、多くの経費が必要になってくるわけでありませんが、これから将来に向けて現在の1万8,700円という処理単価がどのように推移されるのか、シミュレーションはされてみたことがありますでしょうか。また現状では全く予想できない状況なのか、所見を伺いたいと思います。

先ほどの若井議員のところでありましたが、炉内温度のことについてであります。溶融炉が溶融炉であるべき能力、やはりそれは温度にあると思います。どこのポイントでどのような測定方法で計っているのか。そしてきちんとその必要温度は維持されているのか。その記録は保存していつでも閲覧することができるのか。少し細かいのですが、そういう点を伺いたいと思います。

2 新しい財政のなか「事業仕分け」の活用を

2点目であります。先ほど市長から研究してみようという答弁をいただきまして、ぜひお願いしたいところであります。従来、行政評価という制度があり、実施を行った事業についてチェックを行うという制度がありました。先日伺ったように、市でも評価を実施したようではありますが、実際にその後どうする、どうした、といった情報がなかなか伝わってきません。

それに一般的にはなかなか行政評価制度というのが効果が出ないと言われております。その理由として、職員の方々の多忙や単純に他の自治体との比較であり、外部評価や自己評価の限界が指摘されているところでもあります。外部監査制度という、外部の専門化による行政の見直し制度もありますが、行政が抱える膨大な事業についての評価を得られることも実質的には不可能であります。その他、指定管理者制度や市場化テストなどの外部民間委託を検討するなどの手法も多くありますが、事業の必要性そのものを議論するといった制度はないわけであります。行政のスリム化において、財政の改善に向け、ぜひ検討していただきたいと思っております。この作業の過程をオープンにすることで、議会や住民の参画を促すこともできるわけです。

ただ、注意すべきところは、経済優先で不採算を理由に福祉などの弱者を切り捨てることのないような事業見直し、仕分けをしていただきたいと思っております。全く赤字不採算が前提の事業も多いわけであります。この辺も含め、再度答弁いただければと思っております。

市長 山田議員の再質問にお答えいたします。

1 環境衛生センターの今後について

ごみの減量化は行政の熱意だということではありますが。当然でしょうけれども、やはり市民の皆さん方からも今の環境重視という世相、これらも相当感じていただいていると思っております。ごみの減量化には熱意をもって取り組まなければならないという思いであります。一生懸命、皆さん方にまたお知らせをしたり、お願いをしたりしながら減量化に取り組んでまいります。

処理単価のシミュレーションはまだやっておりません。と、申しますのは、今ちょっと触れましたように、19年度は委託分をちょっと入れるわけです。それでどうなるか。これら

をちょっと見ないとシミュレーションできません。違う要素がどんどん出てくるとことになり、シミュレーションやっても1年後にはまた違ったとか、そういうことが出ますので出ません。が、今の状態でいきますと言えることは、これが安くなるということはありません。ということでもあります。

しかしながら、極力安価に押さえていこうという思いはありますので、どういことを改善すればいいのか、これらも含めて19年度はそういう検証の年度になっていこうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。温度の測定部分については、担当課長が答えます。

2 新しい財政のなか「事業仕分け」の活用を

事業仕分け。これは先ほど触れましたように、やはり必要なことでありますので、十分それこそ庁内の相談もしまして、そういう方向にもっていかなければならないと思っております。当然でありますけれども、いわゆる費用対効果だけで判断をするということは、これは避けなければなりません。真に市民の皆さんも必要ないし、行政としても必要ないというような事業を選別していくということに力点を置かなければなりません。必要だけれども金がかかる、金がかかるのは捨てるなどという、そういう発想には絶対なり得ませんので、今後ともまた山田議員のそういう情報、知識をお聞かせいただければと思っております。よろしく願いいたします。

環境課長 1 環境衛生センターの今後について

温度の測定したものを保存しているかということでございます。それにつきましては、1時間ごとに測定しておりまして、それを記録として取り込んでおりますのでいつでも見ることができます。それから場所につきましては、スラグダストが落ちる上部のところを確認しているということでございます。以上です。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は4時といたします。4時からは全員協議会を開催いたします。

(午後3時35分)

議長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午後4時00分)

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

議長 本日はこれで延会いたします。

(午後4時00分)